

平成16年 第3回 9月(定例)中間市議会会議録(第2日)

平成16年9月9日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成16年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第1号 平成15年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第2号 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第3号 平成15年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第4号 平成15年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第5号 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第6号 平成15年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第7号 平成15年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第8号 平成15年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第9号 平成15年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第11 認定第10号 平成15年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第2～日程第11 質疑・委員会付託)
- 日程第12 第32号議案 平成16年度中間市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 第33号議案 平成16年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 第34号議案 平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(日程第12～日程第14 質疑・委員会付託)
- 日程第15 第35号議案 字の区域及び名称の変更について
- 日程第16 第36号議案 町の区域の変更について
(日程第15～日程第16 質疑・討論・採決)

日程第17 請願第2号 北九州市との合併中止を求める請願

(日程第17 趣旨説明・質疑・委員会付託)

日程第18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

1番	中家多恵子君	2番	山本 慎悟君
3番	佐々木晴一君	4番	植本 種實君
6番	青木 孝子君	7番	久好 勝利君
8番	杉原 茂雄君	9番	岩崎 三次君
10番	堀田 英雄君	11番	井上 久雄君
12番	湯浅 信弘君	13番	掛田るみ子君
14番	香川 実君	15番	上村 武郎君
16番	岩崎 悟君	17番	佐々木正義君
18番	米満 一彦君	19番	下川 俊秀君
20番	片岡 誠二君	21番	井上 太一君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陞君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	是永 勝敏君	建設部長	行徳 幸弘君
教育部長	工藤 輝久君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	小倉 計輝君
合併問題対策室参事			田中 茂徳君
秘書課長	田中 久光君	企画財政課長	牧野 修二君
総務課長	中野 諭君	税務課長	鳥井 政昭君
明るい街づくり課長			中尾 文夫君
契約課長	舟越 義光君		

合併問題対策室長				中村信一郎君
市民課長	原田	慶雄君	経済振興課長	増田令次郎君
人権推進課長	中村	次春君	社会福祉課長	伊東 久文君
介護保険課長	成富	隆俊君	健康増進課長	中尾三千雄君
管理課長	杓野	広行君	土木課長	山本 正司君
都市整備課長	平池	道人君	下水道課長	佐藤 満洋君
指導課長	藤原	孝之君	営業課長	矢野 卓雄君

事務局出席職員職氏名

局長	勝原	直輝君	次長	白子	優一君
補佐	小田	清人君	書記	岡	和訓君
書記	平川	佳子君			

— 般 質 問 (平成16年第3回中間市議会定例会)

平成16年9月9日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
佐々木晴一	<p>行政改革について 6月議会の私への答弁に対する内容をお伺いします。 三位一体の改革による中間市の減収額の約四億円に対する行政改革として、既の実施した対策とこれから予定している計画をお聞かせ下さい。 職員の人事評価制度の仕組みと人件費削減対策の現状について。</p>	市 長
	<p>危機管理対策について 6月議会の私への答弁に対する内容と小中学校における危機管理についてお尋ねします。 災害時における危機管理マニュアルの内容と図上演習等の必要性について 消防、警察、病院、自衛隊との協力体制について 災害復旧工事の業者の選定について 小中学校の危機管理対策の現状と今後の課題について</p>	市 長 教育長
青木孝子	<p>コミュニティーバスについて コミュニティーバスを運行するため、本年度予算に調査費が計上されましたが、進捗状況について伺います。</p>	市 長
	<p>市内のJR昭和町通り踏切一帯の事故防止について JR昭和町通り踏切一帯で、人身事故や自動車事故が多発しています。 事故防止対策について所見を伺います。</p>	
	<p>教育問題について 今年7月、中間東中学校と韓国のメーボン中学校が、姉妹校協定の調印式を行い、交流会を開いていますが、その経緯について伺います。</p>	教育長
久好勝利	<p>街づくりについて 市長は選挙公約の中で、高齢者が生き生きとすごせる街づくりを掲げていたが、どのような街づくりを目指しているのか伺いたい。</p>	市 長
	<p>医療費の減免について 国民健康保険法第44条で、被保険者が病院窓口で支払う医療費(一部負担金)の減免を義務付けている。中間市として制度を設けるべきではないか。見解を伺いたい。</p>	市 長

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
植 本 種 実	<p>コミュニティバス、福祉バスについて コミュニティバスの運行が検討されているようですが、具体的にどのようになっていますか。 福祉バスが運行されていますが、もっと有効活用されてはと思います。見解をお尋ねします。</p> <p>遠賀橋の架け替えに伴う川西地区の振興策について 遠賀橋の架け替えは、来年3月までに完成し、JR福北ゆたか線のアンダー工事の完成も近いと聞いています。今後のスケジュールをお尋ねします。 旧社会福祉会館の跡地利用については地元との約束もあり、また、川西地区振興のためにも早期実現が望まれています。現在までの計画はどうなっていますか。</p> <p>合併問題について 北九州市との合併協議が進み、中間区設置を始め多くの事項が取り決められています。私もその協議会の一員ですが「市民や職員に犠牲を強いるような弱い者が泣くような合併」は、してはならないとの視点で質問させていただきます。 住民投票について 市長は、「法定協議会で協議が整い、その内容を市民に知らせた上で住民投票する」と6月議会で答弁されています。その時期はいつ頃ですか。 私は、法定協の協議途中でも、そして万が一、法定協が解散したとしても、何らかの方法で住民投票を行い、市民の皆様の意見を聞く機会を設けるべきと思いますが、見解を伺います。</p>	市 長
掛 田 る み 子	<p>災害時の情報伝達体制と災害弱者の緊急対応策について この度の、新潟、福井等の集中豪雨による死亡者の多くが70歳以上だったことを踏まえ、本市における、災害時の情報伝達体制と高齢者や障害者、いわゆる災害弱者への対応策を伺います。</p>	市 長
中 家 多 恵 子	<p>市有地の管理について 私は、平成14年12月議会での質問で市有地を不法に占拠をして、17年以上建設会社の事務所が建てられ放置されていたことをただしました。大島市長は「今後このような指摘を受けることのないように定期的な現況調査を行うなど適正な市有地の管理運営を努めてまいりたい」と答弁されています。調査の進捗状況を伺う。</p> <p>公共工事について 市長は公共工事における不正疑惑の温床、談合の根を断つと選挙公約で発表されておられますが、その成果をお尋ね致します。14年度、15年度等における落札率はどのようになっておられるのか。100万円～1000万円、1000万円～3000万円、3000万円～5000万円、5000万円以上の落札率、件数についてお尋ねする。</p> <p>介護報酬1億4千万円不正受給のその後について 介護報酬不正受給で全国で始めて刑事告訴された、NPO法人ふれあいの家青葉園(山本逸子代表理事)問題では、現職の中間市議会議員が議員辞職いたしました。 中間市議会に市民団体からNPO法人「ふれあいの家青葉園」介護報酬不正受給額の早期返還と事件究明を求める陳情書が提出されています。 詐欺容疑で告訴されている青葉園問題と、制度充実にどのようにこの間取り組んでこられているのか伺う。</p>	市 長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成16年 9月 9日
第3回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
認定第1号	平成15年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別表1
認定第2号	平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	民生経済
認定第3号	平成15年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号	平成15年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設水道
認定第5号	平成15年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号	平成15年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	民生経済
認定第7号	平成15年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教
認定第8号	平成15年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	民生経済
認定第9号	平成15年度中間市水道事業会計決算認定について	建設水道
認定第10号	平成15年度中間市病院事業会計決算認定について	民生経済
第32号議案	平成16年度中間市一般会計補正予算(第2号)	別表2
第33号議案	平成16年度中間市地域下水道特別会計補正予算(第1号)	民生経済
第34号議案	平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設水道
請願第2号	北九州市との合併中止を求める請願	特別委員会

別表1

歳入 平成15年度一般会計決算

款別	付託委員会	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 目	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総務文教
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項5目、9目、11目の一部	建設水道
		1項11目の一部、3項1・2目	民生経済
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総務文教
		1項1・4目の一部、1項13目	
4	衛 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	民生経済
		1項1目の一部	総務文教
		1項3目の一部	建設水道
5	労 働 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	民生経済
6	農林水産業費	全 項 (1項2目、4目の一部は総務文教)	
7	商 工 費	全 項 (1項3目の一部は総務文教)	
8	土 木 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	建設水道
		4項1目・5項1目の一部	総務文教
9	消 防 費	全 項	
10	教 育 費	全 項	
11	災 害 復 旧 費	全 項	
12	公 債 費	全 項	
13	予 備 費	全 項	

別 表 2

平成16年度中間市一般会計補正予算(第2号)

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算	各委員会
第 2 条	第 2 表 地 方 債	総務文教

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総務文教
2	総 務 費	全 項 (1項11目の一部は民生経済、建設水道)	
3	民 生 費	全 項	民生経済
4	衛 生 費	全 項	
5	労 働 費	全 項	建設水道
6	農林水産業費	全 項	民生経済
7	商 工 費	全 項	
8	土 木 費	全 項	建設水道
9	消 防 費	全 項	総務文教
10	教 育 費	全 項	

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1 一般質問

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

おはようございます。私は良政クラブの佐々木晴一でございます。6月議会の質問に引き続きまして、質問通告書に基づき、行政改革と危機管理対策について質問をさせていただきます。

まず、行政改革でございますが、最もたる行政改革の手段として、国は今、市町村合併を奨励し、我が中間市も北九州市との合併を模索し、現在、法定協議会を設置し交渉中でございます。よく言われることでございますが、合併は行政改革のための一つの手段であり、目的ではございません。行政改革というものは、肥大化し、硬直化した行政機構をスリム化・柔軟化するとともに、人を減らし、経費を減らし、箱物を減らしつつ、来るべき少子超高齢化社会に備えて余剰体力を蓄積し、創造していくものでございます。

しかしながら、現在、中間市を二分しています合併賛成派の市民も、合併反対派の市民もその本来の目的を棚上げにし、現在の市民にとって、損か得かといった議論に終始しているのは、まことに残念なことと言わざるを得ません。

早速、本題でございますが、国の三位一体の改革による中間市の減収額の4億円に対する行政改革として、既に実施した対策と、これから予定している計画をお聞かせください。この質問に対しまして6月議会の答弁においては、平成15年度において、緊急財政健全化計画を策定し、経費の削減に取り組んでいるとのことでした。具体的には、平成15年1月1日より四役の報酬のカット、管理職手当の減額及び時間外手当の削減を実施し、平成16年度も引き続き行うとの答弁でございました。

そこで、その管理職手当と時間外手当の件でございますが、中間市の人件費は40億1,900万円であり、経常収支に占める人件費の割合は、実に37%にも至り、その40億の人件費の4分の1が、本給以外の諸手当に充てられております。その諸手当の中で多くを占めるものが、管理職手当と時間外手当でございます。

管理職手当に関して、まず言わしていただくならば、昨年度は確か3度ほど人事昇格が行なわれているはずでございます。緊急財政健全化計画の最中であるなら、本来ならば「昇格は我慢してくれ」と職員に協力を願い、課長補佐以上の管理職手当のいるポストに昇格させないことが、減額以上に必要であったかと思うわけでございます。

また、時間外手当におきましては、時間外手当の不要な管理職に、できるだけ残業をさせることにより、削減以上に仕事の効率を上げることができるはずでございます。ちなみに、市役所前にある私の店の前を、決まって午後5時10分ごろ通られるある要職の課長さんがおられる訳でございますが、私自身、疑問を感じざるを得ません。管理職が残業する慣習が定着していないのではないか、残業は一般職員のみが主に行っているのではないか、また、終礼をやっていないのではないかと推測してしまいます。

以前、ある中間市民の数人の方から、市役所職員は5時前から、市役所玄関から出て帰路に着いていると言われたことがございます。5時前か後かは別といたしまして、一般職員の退庁時間が早いのは事実だと私は思います。民間会社ならば、終業時間になってはじめて、身のまわりのものを片づけ、終礼で報告、反省等をし、帰路に就くのが一般的でございます。

株式会社中間市をスローガンに掲げる大島市長であるならば、民間にならって、各部署ごとに管理職を中心として、朝礼や終礼を徹底すべきではないでしょうか。

続きまして、保育料の改定を検討しているとの6月の答弁でございましたが、財政再建だから何でもかんでも上げればよいというものではございません。そもそも中間市を含む日本全体で行政改革が迫られている最もたる所以は、高齢化以上に少子化のためでございます。ならば、子どもを生き育てやすい環境をつくってやるのが、本来の行政の役割のはずでございます。それに対し、保育料を上げれば子どもを生むことに対し、歯止めをかけ、中間市の魅力をそぎ、若い夫婦の転入者を迎えづらくなりはしませんでしょうか。

子育てで注目される自治体に、東京都江戸川区がございまして。同区は、都内23区で唯一、ゼロ歳児保育を行っていません。それにかえ、低年齢児の家庭保育を重点に推進し、ゼロ歳児の乳児養育手当の実施、幼稚園費補助など、独自の「家庭保育」策を採用しております。同区は23区で最も共稼ぎ世帯の割合が低く、専業主婦が62.8%と極めて高い自治体でございます。昨年、同区が行った「子ども家庭実態調査」によりますと、同区の未就学児の保護者3,000人の実に94.9%が「江戸川区は子育てしやすいまち」と回答するとともに、望ましい育児方法として、「3歳ぐらいまで家庭で育てたい」と6割の方が回答し、江戸川区の施策を高く評価しております。

中間市と江戸川区は、規模が違いますので、同じようにはいかないにしても、子どもを生き育てやすいまちという施策は、見習うべきでございます。江戸川区の見習うポイントは、お母さんたちが子どもがせめて3歳になるまでは、仕事に出なくていい支援策であるかと思うわけでございます。

次に、職員の人事評価の仕組みについてですが、地方公務員法40条に規定されている定期的な勤務成績の評定実施と、その評定の結果に応じた措置は、現在、中間市はシステムが確立されておらず、実施に至っていないという答弁をいただきました。

しかしながら、人事評価の導入は職員の能力を向上させ、組織全体のレベルアップを行い、ひいては住民サービスの向上を図る観点で、極めて有効なものであると、その必要性を強く感じておられる大島市長でございました。私も全く同感でございます。とかくお役所というところは、年功序列の人事が慣例となっている代表的機関でございます。それは、効率性・有効性を重視する行政改革の流れに逆行するシステムではないでしょうか。

有能な人材を適材適所で使い、職員間の競争を刺激し、効率性を上げ、ひいては住民サービスの向上を実現する。これこそが行政改革であるし、何より株式会社中間市の精神ではないでしょうか。

そこで、この人事評価制度を導入していくためには、この制度が公平・公正かつ透明な制度にしていかななくてはならないことから、評価基準、評価方法の明確化や、評価結果の開示と、その処遇の反映などの一連のシステムの確立を早急に確立していただくとともに、すべての職員の評価が適正かつ客観的・統一的にできるように評価者研修、評価者と被評価者の面接の重視、評価項目等を盛り込んだ、人事評価マニュアルの作成が必要になります。人事評価制度のその必要性は、6月議会でも高く評価した答弁をいただいておりますので、実現に向けてのマニュアル作成を、担当職員に早い段階で指示を出してもらうことを強く要望するものでございます。

また、人事評価に関連して、喫煙室に就業時間中に入室する職員は、いかがなものございましょうか。それらの行為も人事評価に反映させるべきだと私は思います。これら大胆かつ横断的な聖域なき独創的な行政改革こそ、大島市長が求めた株式会社中間市の方向性に合致するものだと思いますが、大島市長はいかがお考えですか。

次に、危機管理対策について質問をさせていただきます。ご存じのように、9月1日は「防災の日」でございます。その防災の日を前後して、今年は台風16号、18号に見舞われましたが、昨年のような大きな災害はなく、胸をなでおろした次第でございましたが、なお一層と危機管理対策の必要性を強く感じました。市民にとって日ごろ、縁のないお役所でも台風などの自然災害が身に迫ったとき、誰もがお役所を強く意識し、頼りにするものでございます。

そこで、6月議会において、危機管理マニュアルに当たる「地域防災計画」と「水防計画」が備えられていることを知りましたが、果たしてそれが実効力のあるものか否かの検証が中間市単独でやったことがないので懸念するものでございます。確かに遠賀川流域の市町村合同による災害対策訓練は、有意義なものであるに違いございませんが、参加する職員は限られた者でしょうから、全職員に対する意識啓蒙、あるいは訓練には至らないことは明らかでございます。

消防職員が日夜、訓練に励む姿は、多くの人に感動を与え、頼もしく思うものであります。緊急時において、素早く確実に市民の生命・財産を守るための訓練であるわけですが、それと同じように、災害時におきまして、とりわけ大規模災害時において、中間市の「地域防災計画」と「水防計画」が効果的に素早く機能するか否かの検証をするためにも、全職員参加型の防災訓練を一度やるべきではないかと思う次第でございます。

さらには、消防署、市立病院、警察、自衛隊との協議調整をしているとのことでしたが、それらの諸機関を含めた合同の訓練が必要でございます。なぜなら、実際上の連絡指揮系統や各職員の責任分担や、必要な装備や細かい小道具が確認できるからであります。検証が済んでいない「地域防災計画」並びに「水防計画」を危機管理マニュアルと呼ぶには、少々、無理があるかもしれません。そこで、ぜひとも、検証をするための訓練計画を練っていただきたいと思うものでございます。

次に、災害復旧工事の業者の選定についてお伺いいたします。災害初動の仮復旧工事においては、指名登録を行った業者の中から、随意契約により工事を発注し、本復旧工事を行う際には、原則どおり入札による業者の選定をしているとの答弁を6月いただきました。災害は、昼間だけとは限りません。市民が寝静まった真夜中だってやってまいります。現に、昨年7月の豪雨による桜台二丁目及び七重の土砂崩れの災害は、真夜中にあったはずでございます。幸いなことにも死傷者は出ませんでした。仮にあのとき、家屋が押しつぶされたり、通行人や車を飲み込んだ場合、対処できたでしょうか。そうした場合、当然重機が要ります。また、重機を運ぶ大型トラックが要ります。それらを揃えられる業者に、仮復旧工事を依頼できる態勢ができていのでしょうか。とかく仮復旧工事は中小業者が、本工事においては大手業者が付きやすいものです。市民の命がかかっている場合もございまして、もしそういった問題点があるならば、早急に改善していただきたいと思うのでございます。

ところで、災害情報と言えば、被災情報一辺倒になりがちでございますが、防災のための情報こそ、市民にとって重要であります。情報というソフト対策でも人の命を救うことができるからでございます。災害情報は「より早く、より正確で確実」に伝達されなくてはなりません。

しかしながら、現在、中間市は市役所と市民の家庭をつなぐ有線放送やケーブルテレビが整備されておりません。幾ら役所内の危機管理態勢が整っていても、市民との連絡手段がない以上、十二分な防災効果が期待できません。

昨年9月26日早朝に起きた「平成15年十勝沖地震」の折は、対象地域は北海道の中部、東部21市町村に及びましたが、警報に連動して住民に「避難勧告」を出したのは、14市町村にとどまり、残る7市町村は、過去の経験から津波は来ないと、役所の方で勝手に判断し「注意喚起」とどまったために、被害を大きくしたように災害時において、災害情報を分析し、防災情報を素早く伝えることこそ、役場の大きな使命だと思っております。

で、その辺のシステムも構築していただきたいと思います。

これら危機管理対策は、国民保護法が制定された今日、有事の際にもそっくりそのまま使えるシステムになるでありますから、大事な課題でございます。

最後に、小中学校の危機管理対策の現状と今後の課題について、質問をさせていただきます。長崎の佐世保小学校や大阪の池田小学校のように凶悪な殺人事件から、児童の連れ去り、薬物使用暴力等、子どもたちを取り巻く環境は、今日、大変厳しいものとなっております。

さらに、火事や自然災害をも加味すれば、小中学校を対象とする危機管理対策は、一般の自然災害を主にした危機管理対策以上に、多岐にわたり、事態が想定しづらいものかと推察いたします。

しかしながら、私も小学生4人を持つ父兄の一人として、多くの父兄同様、学校での安全を強く願っております。実際、市内の小学生の連れ去り未遂事件も起こっていますので、更なる重大事件に至らないように、市内小中学校全校におきまして、危機管理対策を細部に至るまでしっかりと練っていただくとともに、実際的な訓練も実施していただきたいと思います。

以上、行政改革と危機管理対策について、市長と教育長の所見をお伺いすべく、私からの第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

佐々木晴一議員のご質問にお答えをいたしますけれども、質問の中身が大変多岐にわたっておりますので、答弁もかなり長くなりますので、ご了解をいただきたいと思います。

まず、三位一体の改革による中間市減収額4億円に対する行政改革として、既に実施済みの対策及び今後の計画に関してのご質問にお答えをいたします。

まず、「国の三位一体の改革」についての当市の減収影響額については、既に議員の皆様方ご存じのように、地方交付税の削減、国庫補助金の見直し等により4億1,200万円の減収であり、それに伴う地方への税源移譲として、所得譲与税の新設など1億円の増収が見込まれるものの、大幅な減収の影響が出てくることは避けられない状況であるとの報告を6月議会でいたしておりましたが、今年の減収の大きな要因であります地方交付税が7月に確定をし、臨時財政対策債と合わせて54億円となり、対前年度比で4.4%の減、金額にいたしまして2億4,700万円の減収となっております。これは、当初の減収見込額、約4億1,000万円のうち地方交付税分の見込額としておりました3億4,000万円と比較をして、約1億円下がっており、全体で約3億1,000万円の減収影響額となっております。さらに所得譲与税等の増収分の見込額、約1億円を差し引きま

すと2億1,000万円の減収影響額となっております。

この減収額が下がった要因は、国庫補助金が一般財源化され、交付税に算入されたことによるものであります。このように減収に対する行財政改革の施策としては、既に緊急財政健全化計画をもとに、人件費をはじめ数々の取り組みを行っていることは先の6月議会でご報告いたしましたとおりでございます。今後とも全力を挙げて取り組みをいたしたいと考えております。

次に、職員の人事評価制度の件についてお答えをいたします。

本市における人事評価は、入所後6カ月を経過する新規採用職員に対し、これまでの職務成績を検証し、正式採用するか否かの判断を行うために実施いたしております。ご質問の人事評価は、地方公務員法第40条に規定されている定期的な勤務成績の評定実施と、その評定の結果に応じた措置のことと推察いたしますが、現実的には当該評価は実施に至っていないのが現状でございます。

社会経済情勢が成長の時代から成熟の時代へと転換をし、組織や給与の総枠が拡大する時代が終えんを迎え、職員の高齢化が進行する一方で、厳しい財政状況を背景に、行財政改革の推進、定員管理や給与の適正化が緊急の課題となってきたことから、処遇をより厳格に行う新たな人事管理の制度が求められています。

その一つの手段として、人事評価の導入は職員個々の能力を向上させ、組織全体のレベルアップを行い、ひいては市民サービスの向上を図る観点で、極めて有効なものであると認識をしております。

したがって、導入に際しては、人を評価し、差別化を図るという視点ではなく、職員の資質向上、組織力の向上という視点を基本にしなければなりません。

さて、この人事評価制度の具体的方法ですが、先進地における事例をみますと、その評定対象者が全職員であったり、あるいは管理職職員だけであったり、また一般的には、役付け職員が部下の評定を行っていますが、逆に被役付け職員が管理職を評定する方法を導入したり、また目標管理制度とリンクさせて運用していたりと、自治体によってそれぞれ創意工夫がなされており、その手法は多岐にわたっています。

しかしながら、最も重要で注意しなければならない事項は、評定そのものが相対評価ではなく、絶対評価でなければならないということでもあります。評定者によって、その結果にばらつきができることは、被評定者相互の不信感と不満を招き、制度自体の崩壊につながるようになります。

一般的に自治体への当該制度の導入が遅れてきた要因の一つとして、この普遍的絶対評定の完全実施が困難であったことが挙げられます。また、行政職員の勤務成績は、民間企業に代表される営業成績等の客観的評価指標ではなく、業種的に困難であるという一面もあります。

いずれにいたしましても、先に申し上げましたとおり、人事評価制度は職員の資質向上、

組織活性化、市民サービスの向上といった上で、大変有効な手段だと認識をしており、次期行政改革における新しい人事管理制度の大きな柱の一つとして、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、人件費削減対策の現状についてお答えをいたします。

昨今の本市における財政事情を受け、財政の健全化に取り組んでいることについては、議員ご承知のとおりでございます。

さて、具体的な削減対策であります。大別して人事院勧告に伴う削減措置と、本市独自の削減措置とがあり、まず人事院勧告に基づく削減内容についてご説明申し上げます。平成14年度の取り組みとして、給料平均2.03%の減額改定に加え、期末手当の0.05月カット、扶養手当の2,000円カットなどを実施しております。

同じく翌15年度には、給料平均1.07%の減額改定に加え、一般職の期末手当の0.25月カット、扶養手当の500円カットなどを実施しております。

さらに、本市独自の取り組みとして、平成15年1月から3月までの間、特別職四役の給料の5%及び平成15年3月期の期末手当0.1月分カットを実施しております。平成15年4月以降は、市長及び助役の給料5%、収入役及び教育長の給料2.5%のカットを現在まで継続して実施中であり、加えて平成15年6月の期末手当を0.1月分カットいたしております。

一方、一般職における本市独自の人件費削減の取り組み状況をご説明いたしますと、平成15年1月から部長級においては3%、課長級においては2%、課長補佐級においては1%の管理職手当の削減を継続実施中であるほか、15年度当初から調整手当の0.5%引き下げ、15年6月期の期末手当0.1月分カットを実施いたしております。

次に、災害時における危機管理マニュアルの内容についてお答えをいたします。

6月議会においてお答えいたしましたとおり、本市におきましては「地域防災計画」を危機管理マニュアルの核として位置づけ、さまざまな災害に対処することから、以下この「地域防災計画」の内容についてお答えをいたします。

本市の「地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき策定をされ、風水害及び地震災害等の自然災害をはじめ、その他あらゆる災害から地域の保全並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするもので、この計画は防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮できるよう災害の各段階に応じて、被害の発生を最小限に防ぐための「災害予防計画」や被害の発生に対して迅速な対応を図り、被害の拡大を防ぐための「災害応急対策」、発災後、早期に市民生活の安定を図るための「災害復旧計画」の三つの大きな計画から構成をされております。本日「地域防災計画」のすべての内容を申し上げるのは時間の都合上できませんが、この計画は市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じ必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものでありま

す。

次に、図上演習等の必要性についてお答えをいたします。図上訓練とは、訓練参加者が様々な方法で付与される災害状況を分析判断し、活動方針の決定など対策案を決定する「意思決定訓練」であり、あらかじめ決められたシナリオに基づいて行う実働訓練とは異なる訓練で、災害時の応急対応では「意思決定」が重要な要素であることから、こうした図上訓練は極めて実践的な防災訓練と言われております。近年発生する大規模災害においては、発災直後の初動期における応急対策活動の如何によって、被害の程度が大きく左右されておりますことを考えますと、地域で発生した大きな災害を想定をし、参加者全員が主人公となり地図上への避難経路の書き込み等を通して、積極的に災害への対応を考えます「図上訓練」は、災害対応能力の向上をはじめ自主防災組織の設立推進のためにも大いに役立つものであると認識をしております。

そこで、本市におきましても、今年度、福岡県による「地域防災力強化推進事業」の一環として実施されます地域住民を対象とした「災害図上訓練」の実施に向け調整を図っているところでございます。

次に、消防、警察、病院、自衛隊との協力体制についてお答えをいたします。

防災活動を的確かつ円滑に実施するためにも関係機関との緊密な連携をとることは非常に重要であります。本市の地域防災計画におきましても災害対策本部の組織に消防長を副本部長とし、火災現場における消防活動や罹災者の救助及び救急活動、危険物の防災対策などを行うよう想定をいたしております。

また、市立病院では、医療班として災害時における災害拠点病院としての役割を担うもので、医療救援については、遠賀中間医師会と協議調整をし、衛生救護班、医療班、市内医療機関等と連携をし、医療部隊を編成して行います。警察には、災害時における住民の身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に当たるよう折尾警察署と警備体制や方法等について緊密な連携のもとに被害者の救出、交通規制や緊急交通の確保、被災者の警戒等を行います。

また、自衛隊との連携につきましては、毎年国土交通省の主催により行われます「遠賀川水系水防演習」の際、自衛隊も演習に参加し、水防団とともに協力し、さまざまな訓練を行っているところでございます。災害時の（「市長、時間がきてます」の声あり）ということです。

議長（杉原 茂雄君）

いやいやだめです。ルールどおりです。

これにて、佐々木晴一君の質問を終結いたします。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、青木孝子さん。

議員（ 6 番 青木 孝子君 ）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、コミュニティーバスの運行について伺います。

核家族や高齢化社会の中で、高齢者の二人暮らしや独居老人が多くなり、高齢者が安心して暮らせるまちづくりが、全国各地の自治体で進められております。

中間市では、孤独死や引きこもり対策として、介護保険制度を利用していない75歳以上の高齢者を対象に、生活実態調査が行われており、市民の皆さんから大変喜ばれております。また、通谷や太賀団地の高台、路線バスの遠い川西地域などに、コミュニティーバスを運行するため、本年度予算に調査費100万円を計上し、実態調査が行われています。その中で、「坂道がづらい」「病院に通うのにタクシー代が大変」とコミュニティーバスの運行に期待が高まっております。医療機関や社会施設が利用しやすい環境を整備し、閉じこもりを防止することで、疾病の重症化や寝たきり予防、家族負担の軽減が図られます。コミュニティーバスの運行は、高齢者外出支援事業として大切な施策ですが、進捗状況について、市長の所見をお伺いいたします。

二つ目に、市内のJR昭和町通り踏切一帯の事故防止について伺います。

車社会となり、交通事故が多発し、犠牲者が年々増えています。昨年の中間市の交通事故の発生状況は、死亡事故5件、重傷事故11件、軽傷事故384件、合計400件で、5人が死亡し、500人が重軽傷となっています。今年1月から7月までの交通事故発生状況は236件、前年同期比で6件増加し、重軽傷者は301人で、前年同期比で14人も増えています。先月8月25日夕方、JR昭和町踏切で、快速列車が自動車の脱輪防止用コンクリートブロックに接触し、停車する事故が発生しましたが、乗客にけがはありませんでした。事故のあったJR昭和町踏切一帯は、自動車事故が頻繁に発生しており、地域住民の皆さんから事故防止の抜本対策が求められております。市長の所見をお伺いいたします。

三つ目に、教育問題について伺います。

子どもが子どもを殺害するという衝撃的な事件が、神戸や長崎に続き、今年6月、佐世保で起こり、日本列島を震え上がらせました。「子どもは社会の鏡」と言われるように、特異な事件の背景には、歪んだ教育や社会が横たわっています。このような子どもたちと教育をめぐる危機的状況の要因を教育基本法に結びつけ、改悪しようとする動きがあります。与党協議会の中間報告では、教育基本法の前文や第1条に書き込まれている「日本国憲法」と「個人の価値を尊び」をばっさり削り、教育の目的に「愛国心」を持ち込んでいます。「愛国心」とは、本来、国民一人ひとりの見識や社会の自主性にゆだねられるべき問題であり、特定の内容を押しつけることによって、国民の内心の自由の侵害につながりかねません。

また、第3条「ひとしく能力に応じた教育を受ける機会」から「ひとしく」の一文を消

しました。これは「教育の機会均等」を否定するもので、「どの子にも基礎学力」をつけるのではなく、「エリート育成」を教育の目的にするものです。

さらに、第10条「教育は不当な支配に服することなく」を削除し、行政による教育の不当な支配を禁止した条文を、行政が教育に自由に介入できる内容になっており、国が「教育内容を定める」仕組みをつくろうとしています。今、多くの国民が求めているのは、教育基本法を変えるのではなく、「どの子も人として大切にされ、学ぶ喜びを味わう学校」をつくるために、行き届いた教育条件の整備を充実させること、また、国際化社会に対応する国際理解教育を進めることです。

福岡県教育委員会は、国際化の進展に対応した国際理解教育の推進及び外国語教育の充実に努めるとして、学校間交流や留学生との交流等を推進しております。姉妹校友好等を提携している中学校は、県内に24校あります。中間市では7月27日付、読売新聞記事によりますと「中間体育文化センターで、中間東中学校と韓国のメーボン中学校が、姉妹校協定の調印式を行い、交流会を開いた。交流会には、中間東中の90人と、メーボン中学校の65人が参加した。」メーボン中学校の校長は「これを機に、日本の道徳や生活文化を学びたい」と語っています。中間東中学校と韓国のメーボン中学校が姉妹校協定の調印式に至るまでの経緯と今後の交流計画について、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

青木孝子議員のコミュニティーバスについて、「コミュニティーバスを運行するため、本年度予算に調査費が計上されましたが、進捗状況についてお伺いいたします」とのお尋ねにお答えをいたします。

本市におけるコミュニティーバスに係る取り組みの進捗状況につきましては、まず運行を検討いたします地区として、東部地域では、太賀、通谷、朝霧、桜台といった高所地区。また、西部地域では、公共交通の運行路線から遠い、砂山、中底井野、下大隈の各地区として、第1回関係町内会長会議を5月11日に開催をし、関係地区住民のニーズを把握するためのアンケートの協力を求め、本年6月9日から28日までの20日間、コミュニティーバスに関するアンケートを行っております。

アンケートの結果につきましては、コミュニティーバスが運行されるとした場合に、利用すると回答した割合は、約52%っております。また、利用する理由については、複数回答ながら買い物と通院が多く占める結果となっております。

こうした結果を踏まえまして、8月20日、対象地区の町内会長出席のもと、第2回目の関係町内会長会議を開催いたしました。この日に先立ちます8月18日には、県の交通対策課に赴き、「道路運送法」等によるコミュニティーバスの運行のあり方等について

協議をしてきたところであります。

今後の手順につきましては、第2回目の関係町内会長会議におきまして、各町内会に運行ルート案の検討を依頼いたしておりますが、運行に向けましては、運行事業者の選定をはじめとして、車両の確保、運行経路、運行時間帯、利用料金などの調整、整理が必要となつてまいります。

今後は、地区代表者や学識経験者などで構成する「(仮称)中間市バス対策協議会」等を設置をし、これらの各項目について、整理することを検討いたしております。

次に、JR昭和町通り踏切一帯の事故防止についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の箇所は、昭和町交差点からJR中間駅までの筑豊本線踏切を横断する県道中間駅・停車場線と、本町交差点から石田薬局前までの市道御館・井の浦線及び踏切西側の市道石仏・八反田線が交差するところで、JRの踏切もあり、朝夕のラッシュ時には、車や通勤、通学者で大変混雑している現状でございます。

本市におきましても、折尾警察署、県土木事務所及びJRと共に事故防止対策について協議を再々行っておりますが、両交差点は踏切に接近していることから、信号機の設置などの交通規制が困難な箇所でございます。

過去、平成13年度において、福岡県警本部の交通専門官に現地調査を依頼し、専門的な立場で事故防止対策等の意見を求め、歩道の拡幅及び横断歩道を移動するなど、現状の形態に改良がなされており、それ以降、幾分事故が減少している傾向にあると認識しておりますが、折尾警察署との交通安全対策協議の中で、最重点地区であるという認識で一致しておりますので、今後も折尾警察署をはじめ、関係機関と十分協議を行い、対応できるものから安全対策を進めてまいりたいと考えております。

教育問題については、教育長よりお答えをいたします。

議長(杉原 茂雄君)

船津教育長。

教育長(船津 春美君)

「今年7月、中間東中学校と韓国のメーボン中学校が姉妹校協定の調印式を行い、交流会を開いていますが、その経緯について伺います」とのご質問についてお答えいたします。

お尋ねの交流会につきましては、中間東中学校1年生が「総合的な学習」の一環として行ったものであります。現在、小中学校では、教科、道徳、特別活動に加え、「総合的な学習の時間」が設けられています。「総合的な学習の時間」においては、各学校は地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行います。具体的には国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題になどについて、学校の実態に応じた学習活動を行います。

中間東中学校1年生では、「総合的な学習の時間」の中で、国際理解、福祉・健康教育

の分野を取り上げ学習しています。今回の交流会は、国際理解教育の一環として行われたということであり、「総合的な学習の時間」における学習内容、方法等については、市教育委員会ではなく、学校長の裁量で決定いたします。

したがって、この交流会について、私が詳しく知りましたのは、交流会の様子を伝えた新聞記事を読んでからのことでございます。

「中間東中学校と韓国の中学校、姉妹協定に調印」という新聞記事に驚き、すぐに校長を呼び、事情を聞いたところでございます。交流会までの経緯につきましては、学校長によりますと、今年3月下旬、ある市議会議員から、韓国の中学校との親善交流会を持ってはどうかという申し出を受けたそうです。校内で検討後、1年生の「総合的な学習の時間」の中で実施することにしたとのことでございます。そして、7月、8月の総合的な学習「隣国、韓国について学ぶ」「韓国の留学生と国際交流の輪を広げよう」の中で、本交流会を実施したということでございます。

当初は、この交流会だけで終わると想定していたようですが、交流会終了直後、メーボン中学校側から姉妹校締結書への署名を求められ、校長が署名したそうです。校長は、メーボン中学校側からの急な申し出に当惑しながらも、署名したとのことです。

以上が中間東中学校と韓国のメーボン中学校が交流会を開き、姉妹校締結した経緯でございます。

さて、議員ご承知のとおり、本市におきましては、十年前から「いきいき教育特別推進事業」を実施しております。中学生に対しては、「フレンドリーなかま国際交流事業」を行っています。この事業は、他市町村で実施しているホームステイを中心とした国際交流事業とは異なり、人づくりと、中間市全体の子どもの学力、特に、英語力向上を目指したものであり、当時の市長が、「子どもに夢を」という強い願いを込めて発足させた事業でございます。市内在住の中学生であれば、だれでも受験できます。また、市として、財政面でも四百数十万の予算措置をし、中学生の参加者に経済的な負担をかけずに実施しております。

研修に当たりましては、安全を期して、現在のところ、海外の国々の中において、最も治安が安定している国であり、英語を母国語とする、オーストラリアのブリスベンを選んでいます。本事業は、現地の語学学校での研修やホームステイなど語学研修を中心としたものであり、通訳をつけずに、自分たちの英語力だけで十日間を過ごすプログラムであります。この研修内容は、平成14年7月、文部科学省の緊急アピールとして出された「英語が使える日本人育成のための戦略構想」にも合致する教育改革の一環でもあり、生徒の英語力の向上はもちろん、他教科における学習意欲の高揚にも大いに役立っており、国や県からも高い評価を受けているところでございます。

また、10年を経過した現在、既に、多くの「フレンドリーOB・OG」が、一般社会や大学等で活躍しております。本事業が今後とも、市内の中学生に夢を与え、将来の中間

市を担い、ふるさと中間を誇れる人材育成につながるものと確信しております。

以上、本市の「フレンドリーなかま国際交流事業」について申し上げましたが、今回の中間東中学校での韓国との国際親善交流会とは、目的、内容ともに異なるということ、この場をお借りして、ご理解していただきたいと存じます。よろしくご賢察のほどをお願い申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

まず、コミュニティーバスの運行について再質問いたします。

町内会に示してあります川西地区の運行計画を見せていただきましたけれども、市立病院に行くには、市役所までしか行かないようになっているので、そういうルートというんですかね、そこら辺はどういうふうに考えてあるのかをちょっとお聞きいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当課より答弁させます。

議長（杉原 茂雄君）

牧野企画財政課長。

企画財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

先の議会等でも、このコミュニティーバスのいろんな条件等をご報告した中に、バス路線のルートの問題等があります。先日もご説明しましたように、既存のバス路線を侵すということについては、非常に問題があるということを陸運局等からも指摘されておりますので、本市としては、現在検討をしていますコミュニティーバスの路線については、既存のバス路線は避けるという方針で、現在組み立てております。

議員ご指摘の市立病院の場所につきましても、現在既存のバスが通っておりますので、非常にそこにコミュニティーバスを通すということについては、今後とも問題等があるかと思っております。しかし、その点、どのような形でそういった問題を解決できるかという問題についても、十分我々としても検討いたしたいというふうに考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに考えております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

かなりお年寄りの方が利用されると思いますので、乗り換えとか、非常に大変なことだと思いますので、そこら辺を十分考えて、これからいっていただきたいと思います。

それと試行運転はいつ頃するつもりでおりますでしょうか。

お聞きいたします。

議長（杉原 茂雄君）

牧野企画財政課長。

企画財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

現在のところ本年度中にいろんな調査等終わりました、早ければ来年の4月頃から始めたいというふうに考えております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

来年の4月から試行運転ということですね。はい、わかりました。

このコミュニティバスにつきましては、交通手段が本当タクシーしかない人にとっては、もう病院の通院回数をどんどん減らす中で、医療費も上がり、介護保険も上がり、年金は下がる、こんな実態の中で、とっても期待が高まっておりますので、ぜひ4月から運行するということを確認をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

市長、お聞きいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

そういった計画で、今準備をいたしておりますので、ただ先ほど、課長の方から言いましたように、法的ないろんな詰めというのがまだ残っているようでございますので、そういった問題も含めて検討させていただきたいと思っております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

次のJR踏切一帯の交通事故対策につきまして、市長はここ何回も通られたことありますでしょうか、お聞きいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

何回も通っております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

私もよく通るところなんですけど、まず、ＪＲの踏切がとても幅が狭いということで、交通の進めていくのに、スムーズに進まないということを感じるんですが、市長はどう思われますでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

確かに、今ご指摘のような大変狭く、さらには後続車もＪＲという性格上、なかなかどんと入っていけるような、そういう状況ではないというのは、認識をいたしております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（６番 青木 孝子君）

そういう認識で、私も認識一致しておりますけれども、これを広げるという方向では、ＪＲとか県とかには交渉しているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

冒頭お答えをいたしましたように、折尾警察署、あるいは県警、それから直近では北九州土木事務所を含めて、毎回毎回この問題は議題に上がっておりまして、最重要箇所だと、そういう認識であります。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（６番 青木 孝子君）

では、この箇所ということで具体的には一応話は詰めていってるわけですね。はい。

それと、あそこを通りまして感じるのは、ほかの線路、踏切の場合は、線路から踏み切ったところを優先して車が走るということなので、割合にスムーズに流れますけれども、この場所は逆に手前の石田薬局の前が広いということで、そちらを優先してるから、非常に事故も多いと思うんですね。それで、地域の方にも聞きますと、そちらの方を一旦停車を、それはもう交通規制法、いろいろ交通法あるかもしれないけれども、人命が優先されるべきではないかということで、強い要望が出ておりますけれど、いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

逆も真なりで、そういったことも検討をした経過がございますけれども、法的なものも含めて現状を選択をしてるといいますか、せざるを得ないと、そういう状況に今ございますので、もう一回、今言われた中身についても一つの方法として、関係機関と相談をさせ

ていただきたいと、そう思っております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

道路交通法では、広い方優先ということで、私もちょっと警察署の方で聞いておりますけれど、市内のひまわり観光の前は、確かに広いんですけど、踏切から来る方を優先ということになってまして、手前を一旦停止ということになっておりますので、やはりそういう例もありますから、本当にやっぱり先ほど言いましたように、人命第一ということで、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、点滅信号をつけたらどうかというような、いろんな助言というんですかね、そういう声も上がっておりますけれども、そういうところも検討をよろしく願いいたします。

それと、その点滅信号をつけたりとかいろいろするのも時間かかるでしょうから、あそこは事故が多いということはもう先ほど皆さん承知の上ですので、「事故多発地帯」とか何とかそういう標識をぜひつけていただきたいという声も上がっておりますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

関係機関と相談をさせていただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

この関係機関というのは、事故多発という標識つけるのに、関係機関というのはどこまで相談ということなんですかね。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

まず、折尾警察署含めて議論をさせていただくと、中身がどういう形が一番いいのかというのもございますので、そこらあたりを含めて検討させていただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

そうですね。いろいろと検討するところあると思いますけれども、あそこはもう検討しなくても、こことここつければいいというような具体的なものも出ておりますので、ぜひ

そういう方向でやっていただきたいと思います。何せ先ほども強調しますように、交通事故対策とか、防犯対策、そういう予算が随分減ってるということですからけれども、県にも強く働きかけて、こういう予算を増やして、ぜひこの地域の交通事故対策にしていきたいと思いますというふうに思っております。

次に、教育問題について伺いいたします。

まず、メーボン中学校の校長は「これを機に、日本の道徳や生活文化を学びたい」と、このように言っておりますけれども、メーボン中学校とはどんな学校でしょうか。私立とか、公立だとか、また私立でしたら、どういう特色というんですかね、学校の基本目標とか、そういうのがわかりましたら、わからなかったらそれでまたご返答いただきます。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

お尋ねの件でございますが、メーボン中学ということについても、私ほとんど知識がありません。また情報もございません。学校長も私と話し合っ、私も質問してみましたけれども、ほとんど情報を持っていなかったようです。私どもで唯一どういう学校かなということをつてを頼ってお聞きしましたが、それでもあいまいとしてはっきりわかりませんが、私どもが聞いたところでは、私立の学校で千二、三百人ぐらいの大きな学校で、8年前ぐらいに創立されたのではないかというぐらいの情報しか持ち得ておりません。

以上です。（発言する者あり）

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

私立ではないかというふうにとらえております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

一般的な国際交流という観点では、諸外国との学校交流を深めることは、本当にいいことだと先ほども言いましたけれども、その相手先をどのようにして決めるのでしょうか。今回の場合ではなくてもよろしいですけど、そういう例がありましたらお聞きしたいんですが。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

それぞれ姉妹校を提携した学校の事情は違うだろうと思いますが、一般的にはその学校との交流は何かのきっかけで、やはり人的交流があって、交流をする中で、お互いが姉妹

提携をしましょうというのが普通ではないかと、ちなみに岡垣が姉妹校提携をやっているようなので、お聞きしてみますと、やはり英語の交流という、英語力でホームステイをするということで、お互いの生徒、両国の生徒が自分の家にホームステイできる子どもたちが応募して、その事業はやっているそうですが、姉妹校に至ったのは、やはりどれくらいの期間かわかりませんが、交流をした後に姉妹校提携というふうにしたというふう聞いております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

今、答弁書の中にある市会議員とありますが、これは中間市なんでしょうか。そのところだけお聞きします。個人的名前はよろしいです。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

はい、中間市内でございます。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

それと、答弁書に3月下旬に親善の申し出があってるのに、当日急な申し出とはいえ、校長が当惑しながら姉妹校締結書に署名したと言ってますけれども、というのは学校の主体性とか、生徒さんの独創性とか、そういう点についてはどんなふう考えているんでしょうかね。何か急にぱっと流れで押したというふうに、ちょっと答弁をお聞きして感じたことなんですけど。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

総合的な学習につきましては、特に子どもたちに課題をつくり上げていくときには、子どもの主体性というのは、かなり他の教科よりも重んじられる領域の学習でございます。3月頃からそのことについて学校は、留学生交流というようなことでやっていたというふうに校長は申しているようでした。

また、校長としましては、姉妹校締結書にサインするという点については、先ほど答弁したとおりで、それ以上のことはちょっと私が材料を持ち合わせておりません。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

それと、こういう行事をするときに、校長の裁量でということになってるようすけれども、しかし、やはり幾ら校長の裁量でも何か事故があったときというのは、教育委員会にも何らかの形で影響があると思うんですけれども、そういう点で新聞記事を見て、締結を知ったという状況ですけれど、そこら辺では教育長、どんなふうに思われるでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

教育課程に定められた学習内容というのは、校長が編成権を持っているわけがございます。それは各教科、特別活動、道徳、総合的な学習、すべてにそれは編成権、自分がどのようにこの学習、カリキュラムを立てていくかということは、校長の裁量権、それは職員と諮って、各担当者とも十分に協議しながら年間計画を立てていくわけがございます。

また、それにかかわって必要とあれば、私ども学校訪問とか教育計画とか、いろいろな意味で計画等については、指導、助言する立場にございますので、そういうものは年度当初には全部こちらで把握しているところでございます。

具体的な活動になりますと、一つの時間に対しての中身については教育委員会では事後にならないと、あるいは非常に困難な問題があるというようなときになって初めて知ることが多いのではないかというふうに考えております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

確認したいんですが、そういう事業の交流の中身については、介入すべきではないけれど、そういうことがあってるとか、こういう点で踏んでるだとか、そういうことについては、当然教育委員会の方でも把握するのが一般的だということなんですね。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

そのとおりでございます。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

それと、もう一点、教育長は最後に「フレンドリーなかま交流事業」、とてもすばらしい活動をやってるんですが、今回の交流とは目的も内容も違うんだと、かなり強調されて言っておりますけれども、今回の交流会について、また今後の計画とかに、今度の計画というのは、東中とメーボン中の交流計画というんですかね、そういうものは校長からどん

なふうに考えているのか、ちょっと2点について、すみません、まとめてお聞きします。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君） 総合的な学習における教育活動、学習活動は、各学校独自の
問題で、「フレンドリーなかま」は、市が特別な事業として予算化し、市全体として取り
組み、非常に10年たった今では、保護者、それから小学生、いろいろなところで期待を
持ってこれを見守っている事業であり、全市的な取り組みの教育行政の特色の一つという
取り組みの中で行っていると。学力向上を目指す点では、総合的な学習であり、この事業
に対しても同じですけども、その趣旨が違うということ。

それと、もう一点、校長は配慮が足りなかったというような感想は、その場で言われま
したが、今後については学校が今後、このことについては何かあれば検討するのではない
かと、私は推論しております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

今、いろいろ教育長の答弁をお聞きしますと、相手の学校はどんな学校がよくわからない、
特に私立の学校ということでもありまして、そういうところもちょっと不明だし、それか
ら手順上、中身につきましてはもちろん学校自体ですることですけど、手順上も何か問
題があると、そういうふうに聞いたところなんですけれども、そういうことで、なかなか
理解しがたい点も今回の学校交流あるんですが、教育基本法第10条「教育は不当な支配
に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきのものである」と
「行政は教育内容に介入してはならない」と、こういう教育基本法、それから、第9条
「特定の宗教のための宗教教育、その他宗教的活動をしてはならない」とこうした教育基
本法に抵触することはなかったと思いますが、今後そういうことも気をつけていただきた
いと思います。

国際化社会の中で、国際理解学習の教育は、今後も積極的に推進すべきだと思ってお
ります。しかし、今日の社会情勢や教育をめぐる諸問題を十分検討し、慎重に行うことを申
し述べて質問を終わります。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

質問通告に基づいて、一般質問を行います。

初めに、街づくりについて質問します。

市長は、選挙公約の中で、高齢者が生き生きと過ごせる街づくりを掲げていました。

ところが、市長は、少子高齢化で大変だ、合併するしかない、すべてを北九州市に委ねる、北九州市への編入合併の方向に走りました。北九州市と合併すれば、行政サービスその他あらゆる制度は、すべて北九州市に統一されることとなります。そのためでしょうか、何をしても仕方がないということがあってはならないことですが、高齢者への見るべき施策はありません。

中間市は、炭鉱閉山後、市の東部地域を開発して、北九州のベッドタウンとしての街づくりを進めてきました。北九州から移り住んだ市民のほとんどが、仕事は北九州でしていましたから、中間市で雇用の場を確保する必要はありませんでした。その後、30年もたてば、北九州から移り住んできた人たちが高齢期を迎えるのは当然の成り行きです。もともと市内に雇用の場は少なく、しかも北九州市の有効求人倍率は、今年6月現在で0.58倍、これは全国平均の0.82倍を大きく下回っています。

このように北九州圏内の雇用状況が悪い中で、若い人たちが市外へ、あるいは県外へと出て行けば、残るのは高齢者です。この現実から目をそらさず、どのようにすれば、高齢者が安全に、安心して過ごせるのか、生き生きと過ごせるのか、市長の任期は残りわずかとなりましたが、高齢者の暮らしを応援するために、何らかの施策を行う考えがあるかどうか、市長の見解を伺います。

次に、国民健康保険の加入者が、病院窓口で支払う医療費の問題について質問します。

リストラや倒産が進み、収入が低下する中で、高い国保税を払うのが精一杯という人も少なくありません。その上、3割の医療費となれば、病院には行けないということになります。国民健康保険法第44条では、被保険者が病院窓口で支払う医療費、一部負担金の減免を保険者に義務付けています。中間市として法律に沿った制度を設けるべきではないでしょうか。市長の見解を伺います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

久好勝利議員の街づくりについて、市長は選挙公約の中で、高齢者が生き生きと過ごせる街づくりを掲げていたが、どのような街づくりを目指しているのか伺いたい、とのご質問にお答えをいたします。

中間市では、高齢者が日常生活において、健康で生きがいを持てる支援策の具現化を目指すために、平成11年度に「中間市高齢者総合保健福祉計画」を高齢者の生活全般にわたる総合的な計画として位置付けました。現在、同計画も第二期に入り、介護保険制度による法定給付サービス以外に保健福祉サービスを、計29項目の施策を展開をしているところでございます。

ボランティアや特定非営利活動法人（NPO法人）をはじめとする民間非営利団体によ

る地域における住民相互の支え合いの活動支援、また高齢者が介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で安心して暮らし続けることができるような住環境の整備を図るとともに、保健福祉、医療など関係機関との十分な連携を図りながら、地域ケア体制の構築に向け努めてまいりたいと思っております。

具体的には、1点目は、地域保健福祉体制の整備を図ることです。現在、厚生労働省の諮問機関である「社会保障審議会介護保険部会」で、介護保険の見直しの議論がされておりますが、その議論の中に、要支援者・要介護1に認定されている人の多くは、適切なりハピリサービス等を受けずに、少し努力をすれば自分でできるにもかかわらず、安易に掃除などの家事サービスを受けるため、結果的に動かさない、使わないことに起因する機能低下により、動かせる関節などが動かなくなるなど、自立に向けたサービスとはなっていないのではないか、いっそのこと要支援や要介護1については、現行の介護保険のサービスではなく、筋力トレーニング等の介護予防のメニューを新たにつくり、そのサービスを利用していただくという議論が行われております。

中間市でも、平成15年度の介護保険申請者のうち、要支援認定が出た人の3人に1人は、骨関節系疾患という結果になっています。

このことからみても、元気で生きがいを持ったよりよい老後を過ごすには、筋力低下を防ぐ介護予防、生活機能低下予防の必要性が高いと考えております。

中間市には、地域総合福祉会館として、福祉の拠点としての「ハピネスなかま」があります。その機能の一つとして、ケアプールやトレーニングセンターを設置し、運動指導員などの専門職を配置し、筋力トレーニングを行っております。このような機能の効果的な利用促進を図るため、系統的な利用システムの確立を図りたいと考えています。地域の保健、福祉の専門家などに加え、自治会や婦人会など、地域団体の参画による組織的かつ一体的な街づくりに向けた施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

2点目は、相談体制の整備です。本人の健康状態、生活環境などにより、相談内容も年々多岐にわたっているのが現状です。このため総合相談窓口を「ハピネスなかま」に設置し、対応を図っております。今後は、本人や家族のプライバシー保護にも十分配慮しながら、高齢者の不安を解消させ、安心して暮らせる心の支えとなるような助言やサービスの導入、援助等を行ってまいりたいと思っております。

3点目は、高齢者の権利擁護体制の構築です。平成12年以降介護保険や、障害者の支援費制度は、本人もしくは家族が必要とするサービスを事業者との契約によって受けることになりました。だれもが公平なサービスを受けるために、契約書の締結は不可決とされておりますが、事業所から十分な説明がなく、あいまいな内容でサービスを受け、後にトラブルを起こすケースもあります。

このようなことから、高齢者の権利擁護に対する施策を早急に整備しなければならないと考えております。日常的な金銭管理や書類預かりのサービス、福祉サービスの利用援助

を受けることのできる地域福祉権利擁護事業や、本人の判断能力が不十分な状態にある場合には本人や親族からの申し出により、家庭裁判所が成年後見人等を選任できる法定後見制度や本人が自ら後見の担い手と後見事務の内容を、あらかじめ契約によって決めておく任意後見制度の普及を図りたいと考えております。

特に、成年後見人には、法律行為の代理権だけでなく、取消権や同意権も認められるので、本人の保護に厚い点が利点と言えます。

また、本人が成年後見制度の対象者であるにもかかわらず、本人や親族が成年後見開始の審判をできない場合には、中間市長が代わって申し立てを行うための「中間市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を今年の4月から実施をし、住民がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活が営むことができるよう、環境整備を行ったところであり、今後も地域住民のご協力を得ながら、高齢者権利擁護の支援体制を構築をしていく所存でございます。

4点目は、安心できる住環境の整備を図ることで、要介護状態になっても可能な限り在宅生活を営むため住宅改造は不可欠な要素です。

一方、まちづくり計画でも高齢者や障害者が暮らしやすい環境整備を目的とし、公共施設や歩道整備におけるバリアフリー対策など、総合的な計画推進体制の確立が求められております。高齢者の日常生活の利便性を図り、かつ社会活動への参加を促す側面から重視をしながら、住宅と福祉の施策の連携を図ってまいりたいと思います。

最後に、地域住民活動の推進であります。高齢社会を支える分野は、行政、医療、福祉機関に限りません。高齢者の安否確認など情報の第一報は、地域住民から発信される場合も多々あります。

ボランティア活動や世代間交流など日常的に地域コミュニケーションが図られる支援を模索をしながら、広報などを通じて地域住民の理解と協力を求め、ボランティア活動を通じてリーダー的人材の発掘育成に力を入れていきたいと思っております。

本市を取り巻く状況は、大変厳しい状況にありますが、「第二期中間市高齢者総合保健福祉計画」を踏まえ、市民の皆さんとともに、「支え合い共に住み続けるまちづくり」の実現を目指し、このまちに住んでよかったと言えるようなまちづくりに向け、鋭意努力を積み重ねてまいりたいと考えております。

次に、医療費の一部負担金の減免についてお答えをいたします。

医療費の一部負担金の免除、減額および徴収猶予につきましては、国民健康保険法第44条において、特別な理由がある被保険者で、療養取扱機関に一部負担金を支払うことが困難であると認められたものに対し、一部負担金の免除、減額及び徴収猶予の措置をとることができることと規定されております。

本市の場合、この制度の運用に当たっては、現段階では災害など以外については考えられない状況にあります。と申しますのもこの制度は、一つには財政的に国及び県からの財

政支援がないこと。つまり100%保険者である市が負担しなければなりません。議員もご承知のとおり、国民健康保険事業会計は、平成14年度までに累積赤字額は3億6,176万円、さらに平成15年度決算においては1億5,690万円増加をし、累積赤字額は5億1,870万円となっております。こうした厳しい財政状況のもとでは、冒頭に申し述べましたような制度の運用については考えておりません。

しかしながら、将来的に国保財政が好転をし、安定的な事業運営ができるような時期が来れば、国民健康保険運営協議会に諮り、要綱等を整備し、災害等に限らず、その運用について考慮すべきだろうと思っております。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

街づくりの件につきましては、いろいろと市長の方から現在、行っている中間市の施策についての説明がありました。そういうことで、非常に安心して中間市で高齢者が住めるかということ、そうでもないんですね。ひとり暮らしの高齢者が最近では随分増えております。そして、死後の何日かたって発見される、あるいはその寸前まで、非常に危険な状況であったということもあるんですが、ひとり暮らしの高齢者が安心して、そして安全に暮らせるようなことでの施策、それなりにされてはいると思いますが、これで十分と考えているのか、それとも今後このような対策強化をしなければならないということだと思われるのか、その点を伺いたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

高齢者につきましては、現在、これまで75歳以上の方々については、個別に調査をいたしております。これだけでは今、久好議員が言われましたように、不十分だと、そういうふうにも考えておまして、今年度中にはその年齢を65歳以上にも広げて、情報交換がきちんとでき、把握できるような体制をしてはどうかと、こういうことで今、担当課とも話をしているところでございます。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

市民の特に高齢者の健康状態について、行政の方で把握するということは、非常に大事なことだと思うんですね。あとの質問でもあります国保の医療費をどう引き下げていくかということからしても、非常に重要な問題ですが、これがなかなか情報がつかまえていないというのが現状ではないかと思うんです。

先ほど、市長の答弁の中でもいろいろと相談に来られた方に対して、窓口を設ける、健

康相談などですね、というのはありますけれど、相談に来る人というのは、それなりに元気のいい人なんでね。ところが、いよいよ弱った方、あるいは余り自分の健康について自覚されてない方、こういった人たちは相談にも行かないし、なかなか病院の門をくぐるということも行わず、結局はそういった人ですから、閉じこもるということではいろいろと後で問題が出てくるということもありますから、今後、情報をつかむということについて、どのように考えてあるか伺いたしたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部の方からお答えをさせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

まさに今、市長が申しましたように、高齢者の実態把握調査をしております。先ほど久好議員が言われました、ひとり暮らしの方で亡くなって、身寄りがないといった事案が昨年についても五、六件あっております。その対策でございますけど、高齢者福祉の担当といたしましては、そういう親族関係の調査とかいった部分でかなり時間的なものもかかっております。そういったことで、まさに今回75歳以上の高齢者の実態把握調査をやっておるところでございます。

それと、私思いますには、行政だけじゃなくて、やはり地域の方々、民生委員さんとか、それからボランティアの方とか、そういった地域でやっぱりそういうお年寄りを見守るような、そういうシステムをこれから考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

そういったことで、対策を十分調査した上で立てていただきたいと思います。

それと、先ほど「ハピネスなかま」に相談総合窓口をつくっているということで言われましたけれど、特に必要性を市民の方から言われるのは、市役所における窓口に対する要求ですね、高齢者に限ったことではありませんけれども、1カ所行って、次にというときには、結局はたらい回しされるということで、なかなかわかりにくい。

そういったことから、相談窓口ということがいいのではないかと思いますけれども、そこまで行く前にでも、人をどう配置するのかということでは、社会福祉主事の資格を持っている方が相当人数としてもおられるようです。このような人を今後、相談窓口ということで進められるのか、あるいは何かそのような人材のいわば有効活用といえますか、そう

いったことでされるのか、その点どのように考えてあるか伺いたいと思いますが。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

ありようというか、やり方等々については、検討させていただきたいと思っております。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

そしたら、今の件については、今後検討して、対応していくという具合に理解しとっていいんですかね。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

一番市民の皆さん方が、先ほど久好議員が言われましたように、相談しやすいといいですか、そして的確にその回答ができるという、そういう方法が一番いいわけですし、「ハピネスなかま」もいろんな方がたくさん来られて、そういう面では、あそこが拠点になるということが一番望ましいわけですが、市役所に来られてちょっと寄ってみようかと、そういうようなことも想定をされますので、どういう形が一番市民の皆さん方にとって利用しやすいのか、そういうものも含めて検討させていただきたいと、こういうことです。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

「ハピネスなかま」が市役所の近くにあって、そして出張所的な何かいろいろと市が行う業務をしているのであれば、「ハピネスなかま」の相談、総合窓口でもいいかと思えますけれども、ちょっと性格が違うんじゃないかと思うので、その点も十分検討してもらいたいと思います。

それから、先ほど権利擁護、後見人制度といいますか、日常的な金銭管理ができなくなったときの後見人制度の活用ということを言われておりましたけれども、その前の段階でこの金銭管理ができなくなるといえるというのが、今、特に公立病院では盛んにそういった窓口をつくってやっているようです。

高齢化率が高くなればなるほど、この痴呆高齢者対策ということが課題になりますが、北海道の砂川市、ここは人口2万の市ですけれど、砂川市立病院で「物忘れ外来」という機関といいますか、つくっております。これは全国的にもかなりあちこちであるようですが、そこの担当している医師の発言では、痴呆症は重症になるほど治療が難しくなる、初期に有効な治療をするためには、つり銭管理ができなくなったなど、今までと違った症状

が出たら、すぐ気楽に受診できるようにしたと、今は早期発見、早期治療で治る痴呆もあるし、痴呆の進行を遅らせることもできる。介護スタッフなどと連携し、生活習慣を変えらることで、改善することもできると、そのように「物忘れ外来」の必要性を述べております。

高齢者が生き生きと生活ができるようにするためには、後見人制度というものも必要でしょうけれども、高齢者自身がそういった金銭管理もできなくなると、そういうようなことにならないようにする、そのためには非常に意義のある取り組みだと思いますが、中間市の市立病院、以前から私は公立病院でありながら、民間の病院と何ら変わらないということを書いてきたんですけれども、このような取り組みが全国的にもこれに限らず、公立病院ではやられるという現状を見たときに、市長は病院のあるべき姿と、公立病院として、これどのように考えてあるのか、伺いたいと思いますが。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

公立病院の機能なり、きちんと充実をしないといけないわけですし、全体的に先ほど言われております後見人制度をも含めて、今年の4月から既に着手をしてるわけでございまして、そういった中で、さらに充実ができるような、いろんな機関とも連携ができるような、そういったことを模索をしていきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

市立病院を中心にして、医療、保健、福祉の連携ということが言われて随分とたちますけれど、このことについて現在どのような状況になっているのか、そして今後どうしていきたいと考えておられるのか、あれば伺いたいと思いますが。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

現状の経過含めて、担当の方から説明をさせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

お答えします。

保健、福祉、医療の連携というのは、非常に重要なところでございまして、そういった高齢者の方からいろんな相談を受けるわけでございまして、保健については、これ当然保健センターがございまして、保健師がそれに対応しておると、福祉で言いますと、高

齡者相談窓口、それと在宅介護支援センター、もちろん介護保険課の窓口もございます。それと、医療で申しますと、今年の4月から市立病院の中でソーシャルワーカーが入って、いろんな相談業務をやっております。

そういった保健、福祉、医療関係者がお互いの情報を交換しようということで、現在、その会議をやっておりまして、次のサービスにつなげるような、そういう施策の展開をこれからも図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

今、部長が言われた調整会議ですかね。そういったことで情報を交換しておるということですけれども、これも随分前からやられていて、何ら変化がないようすけれども、先ほどの相談についての総合窓口と、これも同じようなことです。ですから、医療、保健、福祉の連携ということで、どのような取り組みをしてきたのかというのは、全国的に多くの事例があります。進んだところでは、病院の中に健康にかかわるものすべて入れ込んで、もう月1回の調整会議とか、そういったことをする必要はない、いつもいろんなスタッフが同じ場所にいるというのは、これはもう常識ですね。

ですから、中間の場合は、点在した施設をどう使うかということにも今後なろうかと思えますけれども、保健センターを病院の横に建てた、これは当初計画では東部地域、今の新中間病院ですか、そういったものがあるところ、そこに建てるようになっていたのを病院の横に建てるようにということになって、現在の位置にあるわけですから、これは病院と保健センターが連携して、いろんな事業を進める上で非常に都合もいいわけです。ところが、現在のところはしている仕事はバラバラということで、こういったことを改善しないことには、なかなか計画倒れということにしかならないのではないかと思います。

それと、市長は通谷二区の盆踊りの打ち上げのときに4万8,000人の小さな中間市では福祉事業はできないと、このようなことを発言されたようですが、ちょっとどうかと思えますけれども、福祉事業が小さなところでできないというのは、非常な認識不足だと思います。

私どもが今まで議会の中で取り上げてきた福祉のまちを標榜して、福祉事業を充実させたところ、代表的なところでは岩手県の沢内村、それから広島県の御調町、また長野県の佐久市、こういったところは人口規模にしても小さなところですが、このような町で福祉事業をどんどん発展させていくということから、今度は周りの人がその町に移り住んでくる。そして、福祉事業にかかわる仕事が増えることによって、若い人も住み着くと、これは日本全国どこでもできることではないかもしれませんが、行政の姿勢として、今後、特に中間市の場合は、高齢者がどんどん増えていくという状況の中では、こ

ういったことで福祉事業をおろそかにするわけにはいかないとはいけませんけれども、こうい
ったことで、市長にとっては今、合併のことしか頭にはないかもわかりませんが、あ
と市長の任期10カ月です。この中で、今まで述べてきたような問題について、高齢者が
生き生きと過ごせる街づくりを進めるために、どのような取り組みをするべきなのかとい
うことで、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

4万8,000人の小さなというのは、多分前後の言葉が入ってるんじゃないかなと思
っておりますけれども、ご存じのように、大変な高齢化が進んでるわけでございまして、
福岡県下のどこの町とも比較をしても、相当早いスピードでいってる、そういった中で、
さらに、これ以上の住民サービスを求められれば、大変厳しくなるというような、そうい
った中身じゃないだろうかと思ってるわけですが、今、後段で久好議員が言われま
したように、今後の高齢者の生きがいづくりですけれども、今までいろんな形でしてい
ただいておりますけれども、さらにはそれを補完をしながら、市、あるいは地域、あるい
はボランティア、そういったそれこそ三位一体の形の中でやらなければならない、そうい
ったものを補完をしながら、今後やっていきたいと思っておりますし、先ほど青木議員の
方からコミュニティーバスの話もございましたけれども、これも大変実はお金のかかる問
題ですけれども、そういったことも含めて、あるいは他の市でいろんな情報だっているわ
けでございますので、そういったことを参考にしながら、あと残された時間、一生懸命に
なって頑張りたいと、そのように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

市長は、1回目の答弁で、この町に住んでよかったと言える街づくりを進めていき
たいと言われておりましたが、今のところは公約したと現実とが余りに隔たりが大きいと、
私は見ております。

ですから、あと10カ月で、どれだけのことができるかということになりますと、なか
なか困難ではあるかと思いますが、公約実現に向けて頑張ってくださいと思ってお
ります。

時間がありませんので、次に移りますが、国民健康保険法第44条には、保険者は特別
な理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条または前条の規定による一部の負担
金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることができ
る。1、一部負担金を減額すること、2、一部負担金の支払いを免除すること、3、保険
医療機関等に対する支払いにかえて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を

猶予すること、このようになっております。

それで、先ほどの答弁では、財政が非常に厳しいから、このことについてはできないというような話でしたけれど、実は一昨年の4月に沖縄県の豊見城市でこの請求をした方がおられるんです。その方の請求は却下されました。どういう事情かと言いますと、その市ではそのような制度は設けておりませんということで、それで直ちに沖縄県の国民健康保険審査会に提訴しております。その後、半年ちょっと近くたちまして、沖縄県福祉保険部長の名前で国民健康保険に基づく一部負担金の減免措置の適切な取り扱いについてという文書が沖縄県下各市町村に通知されております。

その内容は、各市町村長におかれては、日頃から国民健康保険事業の円滑な運営にご尽力をいただき感謝申し上げます。今般、沖縄県国民健康保険審査会に、国民健康保険法第44条に基づく、一部負担金の減免申請を却下した処分に対する不服審査請求が出され、同審査会は去る12月2日付で当該免除申請不承認処分を取り消す採決を行いました。結局は自治体が行ったことについて、それは違法だということの採決をしているわけですが、その採決の趣旨は、一部負担金の減免措置を行っていないことを理由として、申請を拒否することはできない。44条では、特別な理由がある被保険者の存在を前提として、この法律が条文ができ上がっているということから、具体的な事案に対して具体的な処分とはなっておりますけど、取り扱いをすること、そして保険者にそのことを委ねると、ですから何らかの具体的な処分をしなければならないということです。したがって、法に基づく制度を実施しないとされた保険者の処分は裁量を逸脱したものであり、違法であるので、当該処分を取り消すと、このような文書を出しておるわけですが、先ほどの答弁では火災に遭ったとか、天災に遭ったとか、そういうことだけが対象になるのだということですが、国民健康保険の保険料の減免のときもこのことが問題になりました。減免条例をつくれということに対して、このような答弁があったのですが、この天変地変といいますか、そういったことで、保険料の減免をされた方はいまだ一人もいないのではないかと思います。もう長年この条例はあってもですね。

その点、どうでしょうか。何か適用された方がいるかどうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

他市の状況では、福岡県では福岡市が行っている、それも1名だということのようございまして、中間市の場合もそういった相談窓口を開いているわけございまして、とりわけリストラなり、あるいは低所得者という、その中身も含めてそうですけれども、そういった状況等々があれば、ぜひ今、久好議員が言われたように、即オーケーよというかどうか、それはまた別の問題として、もしそういった方があれば、ぜひ担当課の方にお越しいただいて説明を受けたい、そういうふうに考えております。

あと担当部長の方で。

議長（杉原 茂雄君）

いや、これにて時間が終わりましたので、これにて質問を終わらせていただきます。

.....
議長（杉原 茂雄君）

この際、午後 1 時まで休憩といたします。

午後 0 時 00 分休憩

.....
午後 1 時 00 分再開

議長（杉原 茂雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、植本種實君。

議員（4 番 植本 種實君）

良政クラブの植本種實でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、先の青木議員のご質問と重複する部分がありますが、コミュニティーバス、福祉バスについて質問いたします。

一つは、コミュニティーバスの運行が検討されているようですが、具体的にどのようになっていますか。

二つに、福祉バスが運行されていますが、もっと有効活用されてはと思います。見解をお尋ねいたします。

次に、遠賀橋の架け替えに伴う川西地区の振興策についてです。

一つは、遠賀橋の架け替えは来年 3 月までに完成し、JR 福北ゆたか線のアンダー工事の完成も近いと聞いています。今後のスケジュールをお尋ねいたします。

二つに、旧社会福祉会館の跡地については、地元との約束もあり、また川西地区のためにも早期実現が望まれています。現在までの計画はどうなっているかお尋ねいたします。

次に、合併問題についてお尋ねいたします。

北九州との合併協議が進み、中間区設置をはじめ多くの事項が取り決められています。私もその協議員の一員ですが、「市民や職員に犠牲を強いるような弱い者が泣くような合併」は、してはならないと思っています。その視点で質問させていただきます。

まず、住民投票について、市長は「法定協議会で協議が整い、その内容を市民に知らせた上で住民投票する」と、先の 6 月の佐々木議員の一般質問で答弁されています。その時期はいつ頃ですか。私は、法定協の協議途中でも、そして万が一、法定協が解散したとしても、何らかの方法で住民投票を行い、住民の皆様の意見を聞く機会を設けるべきと思いますが、見解を伺います。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

植本種實議員の「コミュニティバスの運行が検討されて、具体的にどのようになっているか」についてのお尋ねにお答えをいたします。

コミュニティバスについては、先の青木議員の質問でお答えしましたように、通谷、太賀地区と川西地区を対象としたコミュニティバスの運行を検討中であります。

現在、両地区の町内会長会議を2回ほど開催し、まず運行コースの検討から始めております。さらに、今後は試験的に市の中型の公用車を使用してコースの巡回等を行い、特に通谷地区の高所で狭いところを安全に運行できるかなど、具体的な検討も行わなければなりません。

このように、コミュニティバスの運行については、多くの問題をクリアしなければならないことから、現在、（仮称）中間市バス対策協議会の設置を検討中でありまして、このような協議会等で、さらに細かい部分を検討し、早期実現に向け、鋭意努力していくところであります。

次に、「福祉バスが運行されていますが、有効活用されてはと思います。見解をお尋ねします」とのご質問にお答えをいたします。

本市の福祉バスは、平成13年5月、中間市地域総合福祉会館「ハピネスなかま」のオープンと同時に、同会館を利用される高齢者、障害者に対する保健福祉施策の一環として、高齢者等の交通手段を確保し、市民福祉の充実を期することを目的に、送迎用として運行しているところでございます。

現在、この福祉バスは市内6路線を午前、午後にマイクロバス2台により運行しておりますが、平成15年度の実績では、一日平均約92人で、年間2万8,188人の利用者を送迎しているところでございます。会館利用者は主に、3階のケアプールやトレーニングルーム、また4階の広間での囲碁・将棋を利用している人が多い状況であります。

福祉バスの有効利用につきましては、開館日による使用につきましては、2台のバスがフル活動している状況でありますことから、現時点では他に活用することは困難と考えております。

さて、コミュニティバスについて申し上げますと、コミュニティバスの運行条件の一つに、既存の私鉄バス路線と競合することはできません。

競合すると、バス路線の廃止の問題等が発生し、多くの市民の方々に影響が出てきます。確かに福祉バスをコミュニティバスと兼用で使用している市町村もありますが、そのような市町村は、あくまでもバス路線が廃止になった後の代替措置でありまして、今回、検討中の川西地区の一部を除いては、ほとんどの地区はバス路線と競合いたしております。

また、反対に通谷地区のような高所までは福祉バスは通っておりませんので、今回のコミュニティバスの運行を検討いたしたところであります。

現在のところ、福祉バスを利用することは難しい状況と先ほど申し上げましたが、もし福祉バスが利用できるようなことがありましたら、現在、福祉バスを運行いたしております中間市社会福祉協議会と十分検討をいたしたいと考えております。

次に、「遠賀橋の架け替えに伴う川西地区の振興策についてのお尋ねについて」お答えをいたします。

遠賀橋の架け替え工事につきましては、平成15年末までに橋脚工事及び橋台工事を完了いたしております。上部本体工事は平成15年末までに、下流部側の車道面舗装及び歩道の高欄設置等を除き完了いたしまして、平成16年2月から暫定供用開始をいたしているところでございます。現在は、下流部側の整備を実施いたしており、平成17年3月末の完成予定で工事が進められております。

また、遠賀橋から「スーパータイヨーディズ垣生店」までの道路築造工事につきましては、平成10年度から平成15年度までに調査、設計、用地買収及び物件補償を完了いたしており、現在はJRの軌道敷から両側約200メートルの区間につきましては、道路築造のための矢板打工事及び「スーパータイヨーディズ垣生店」付近の現道拡幅工事が進められております。

なお、JR福北ゆたか線のアンダー工事につきましては、平成14年度から矢板打工事及び軌道部の補強工事等を行いまして、現在はボックスカルバートを築造するための掘削工事が進められております。

今後のスケジュールといたしましては、福岡県北九州土木事務所に確認いたしましたところ、JRアンダー部のボックスカルバート築造は、平成17年度で完成するとのことであり、引き続き道路築造工事を行いまして、平成19年度完了予定との報告を受けております。

次に、「旧社会福祉センター跡地利用についての現在までの状況について」お答えいたします。

平成13年5月に開館いたしました「ハピネスなかま・中間市地域総合福祉会館」に旧社会福祉センターの機能を移転し、今日、市民に各種福祉サービスを提供していますが、そのことに先立ちます平成12年8月、植本議員をはじめ地元選出市議会議員及び地元町内会長並びに市職員により「中間市社会福祉センター跡地（建物）利用計画に係るプロポーザル審査委員会」を設置をし、旧社会福祉センターの施設、土地の利用について専門コンサルタント5社から利用計画の提案を受け、その中で最もふさわしい提案をしたコンサルタントを選出し、文化、教養の向上や研修など、子どもから高齢者までの多世代が、それぞれの世代にあった生涯学習や交流機能を有する施設、いわゆる中央公民館の分館的な機能を有する施設としての再生に向けて取り組むといたしたことににつきましては、議員

もご承知のところであります。

そうした中で、今日の建築物は、耐震構造に対応したものでなければならないことから、改築よりも建て替えるべきとした案により、基本計画を策定しているところであります。垣生公園敷地内の旧跡地での建て替えとなりますと、施設の機能や内容により、都市公園法の規制を受けることがありますことから、近接する場所での建て替えも視野に入れた計画とすることが求められています。

また、JR福北ゆたか線のアンダー部及び道路築造工事を含めた事業の完成時期につきましては、先ほど申し上げましたように、平成19年度完成予定と、北九州土木事務所から聞いておりますことから、完成の暁には、地元の代表をはじめ議員の皆様と十分検討の上、整備していく所存であります。

次に、住民投票の時期については、先の6月議会で、佐々木晴一議員にお答えしておりますが、住民投票を行う場合、そのための必要な条件として「住民の皆さんが合併の是非を判断できる情報、つまり合併後、行政サービスはどうなるのか、将来どういったまちを目指していくのかなどを明らかにし、その情報を住民の皆さんに提供する必要があります。

この観点から、北九州市・中間市合併協議会で協議する項目として決定された22の協議項目について協議会で議論が尽くされ、その内容を住民の皆さんが知り得た後に、住民の民意を問う住民投票を実施をすることが適当である」とお答えをいたしております。現在でも基本的にはその考え方に変わりはありません。

次に、法定協議会の途中でも、また万が一、解散しても住民投票をすべきではないかというご質問ですが、先に述べましたように、住民投票する前提として、合併協議項目がすべて協議をされ、その結果を住民の皆様にお知らせする。そして、その合意内容について市民の皆さん方が判断をされ、合併に賛成、反対ということだと思えます。したがって、協議が整わないで、住民投票を行うことは、原則的にすべきではないと考えております。

現在、合併協議会で協議中でありますことから、その協議項目の審議等に全力を傾けていきたいと考えております。しかしながら、議員が言われるような状況が生じましたら、住民投票の是非について議会と協議の上、検討したいと考えております。また、あつてはならないことではありますが、法定協議会の解散という事態ということになれば、私は住民投票を行う意義は消滅するものと考えております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

まず、コミュニティーバスについてお伺いいたします。

アンケートをとられたそうですけども、その内容というか、詳しい話をちょっとできるだけしてください。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部の方から報告をさせます。

議長（杉原 茂雄君）

牧野企画財政課長。

企画財政課長（牧野 修二君）

アンケートにつきまして、お答えいたします。

アンケートにつきましては、先ほど青木議員のときにも申しましたように、6月に行っております。アンケートの内容につきましては、どういった交通機関を利用しておるかとか、あるいはコミュニティーバスをどのような形で利用するかとかというような内容のアンケートを行っております。

1番目の日常の交通機関の利用については、やはり一番多いのは、西鉄バス、あるいは筑鉄バスの私鉄の交通機関が一番でございます。その他JR、タクシー等がありまして、利用目的等につきましては、やはり買い物、あるいは通院等が多い形になっております。

また、「コミュニティーバスをあれば利用しますか」というような問いに対しましては、自宅を通ると利用するというような回答が一番多く43.9%を占めております。失礼いたしました。「コミュニティーバスを利用しますか」という問いに対しまして、投票総数726のうち「利用する」と答えた方は293で、40%の方が利用するという結果になっております。利用する理由につきましては、先ほど申しましたような自宅を通ると便利だからというような回答を寄せた方が43%を占めて一番多い形になっております。

大体以上のような結果となっております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

さっきのご質問の中で来年4月から試運転すると言われましたけども、どれぐらいされるんですか。

議長（杉原 茂雄君）

牧野企画財政課長。

企画財政課長（牧野 修二君）

先ほど私のあとの市長の方の回答で詳しく申しましたように、このコミュニティーバスにつきましては、先ほどからの大変大きな問題等々を抱えておりますことから、4月に一応、試験的にするという形態をとっておりますけど、予定としては大体3カ月ぐらいを予定といたしまして、その時点で何らかのまた判断が必要かというふうに考えております。

また、さらにその後、試験的にまた再度取り組むというような形で、何度かそういった

形態を繰り返し行いたいというふうな計画を立てております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

中間市東部地区通谷とか、太賀、七重地区は急な坂道がたくさんあって高齢者の方が生活するのに大変難儀されています。その人たちの通院とか、買い物にこれを利用してもらうということでコミュニティーバスを運行すると思うんですけども、それならば病院まで行かないのが少し不満足じゃないかと思うけど、その辺はどうなんでしょう。

議長（杉原 茂雄君）

牧野企画財政課長。

企画財政課長（牧野 修二君）

そのことにつきましても、午前中の答弁でお答えしましたように、市立病院の前につきましても、現在、私鉄バスが重要な路線となっております。この民間のバス路線をコミュニティーバスが脅かすというような形になりますと、万が一にもこの私鉄バスが撤退をするというような状況が我々としても一番恐れる状況であります。そうしますと、かなりの今後の問題、対応については、かなりの費用もかかりますし、多くの市民の方に逆に迷惑等も考えられます。

そういったことを十分また我々としても考慮しながら、どうしてもできないかどうかについては午前中もお答えしましたように、再度十分検討していきたいというふうに考えております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私は、このバスの運行の目的は、高齢者福祉の立場で運行した方がいいと思うんですけども、その辺で民間との競合があるということは、私も十分理解できます。

ただ、乗りかえて病院まで行かにゃいけん、先ほどもありましたけど、行かにゃいけんということだって、結局利用者が使わなくなるという恐れもあると思いますけど、それはどうでしょう。

議長（杉原 茂雄君）

牧野企画財政課長。

企画財政課長（牧野 修二君）

そういったことを十分考慮して、先ほどから言います試験試行を何度か重ねていきたいというふうに考えております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（４番 植本 種實君）

よくわかりました。

それから、福祉バスについては、これも昼間少し遊んでるという言い方したら悪いんですけども、休んでるんじゃないかと思うけど、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

福祉バスにつきましては、先ほどの市長の答弁で申しましたように、マイクロバスが２台ございまして、大体午前中は９時にハピネスを出発いたしまして、おおむね１２時までそれぞれ２台のバスが運行しておりますし、午後からは１時過ぎから５時近くまで運行しておるといのが現状でございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（４番 植本 種實君）

それもよくわかりました。

次に、遠賀川の架け替え伴うことですが、１番についてはスケジュールだからいいんですけども、２番の社会福祉センターの跡地利用については、川西地区も福祉向上のためにも早急に実現していただきたいというように思いますけども、その辺はまだどういふふうにお答え。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

何度かこの問題、この議会でも議論になったところでございますけれども、何といっても遠賀川の架け替えが一番でございますして、そういった状況等々を見ながら、今後、先ほど答弁いたしましたように、議論をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（４番 植本 種實君）

それから、合併問題の住民投票についてでございますが、市長が答弁されたように、住民投票を実施するには、法定協議会において合併のための条件があるさまざまな協議事項の合意が両市の間でなされることが前提であることは、私も理解しております。

しかし、協議事項が全部合意できない限り、住民投票はできないということはないと思いますが、市長のご見解はどうですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今後、法定協議会の中でいろいろと議論をされていくわけですが、そういった中身も十分参考にしながら、先ほど来より言っておりますように、議会と協議をしながら進めていきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

出前講座などで、必ず住民投票をやるんだというふうに私たちは理解いたしております。その中で、住民の意思をイエス、ノーをはっきりとさせることが行政としても必要なことだと思いますので、私は何らかの形で必ず住民投票をやっていただくように、強く要望いたして、一般質問を終わります。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、掛田るみ子さん。

議員（13番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今年、台風の日本上陸は7個目になり、過去最多となりました。本市も16号に続き18号の来襲に見舞われております。幸い大きな被害は被りませんでした。日本各地には大きな爪跡が残っております。また、近年、記録的な集中豪雨による被害も多発しております。

集中豪雨といえば、まだ記憶に新しい、飯塚・筑豊の大水害があります。本年、復興中の嘉穂劇場を公明党議員団で視察させていただく機会がありました。立ち寄った商店の倉庫の壁には、大人の背丈ほどの高さに浸水の跡が、まだ生々しく残っておりました。自然災害の脅威を感じずにはおられませんでした。

ところで、先の7月13日、2万5,000棟余りが床上、床下浸水した新潟県の集中豪雨では、不幸にも15名もの方が亡くなっております。うち12名が70歳以上の高齢者でした。寝たきりのご主人の助けを求め、近所の方と戻ったときには、ご主人が流されていたとの悲惨な話もありました。三条市では、堤防決壊時刻が午後1時過ぎで、家族は勤めに出た後だったという現状が重なったことでもあります。情報伝達が、うまくいかず、避難の遅れが9名もの死者を出したとも言われております。午前10時10分から11時40分にかけて、1万500世帯に順次避難通告を発令しましたが、住民に一斉かつ同時に伝える防災無線はなく、市の広報車両の音声は、雨音にかき消され住民に届きづらかったというのです。

一方、7月18日、豪雨に見舞われた福井県美山町では午前8時40分、町内全世帯に

設置した防災無線を通じ避難通告が出され、午前10時堤防決壊、死者1名、行方不明1名の被害でした。

報道等で皆様もご存じとは思いましたが、住民への迅速かつ的確な情報伝達が、災害時に被害を最小限に食い止める、最重要課題であるという観点から二つの事例を紹介させていただきました。中間市の場合も三条市同様、防災無線の各戸設置はされてはおりません。避難勧告発令時の情報伝達体制がどのようになっているのかお伺いします。

さて、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では6,436名の尊い生命が犠牲となりました。その犠牲者の半数は、自力で避難することのできなかった障害者や高齢者などの災害弱者と言われる方々でした。

厚生労働省のデータによれば、65歳以上のひとり暮らしの数は341万人、子どもと同居していない高齢者は1,179万人、身体障害者351万6,000人、知的障害者45万9,000人、精神障害者258万4,000人となっています。このように、日常的に生活支援が必要な方々は900万人を超えていると言われていています。急速な高齢化を迎えている今だからこそ、災害弱者への防災、救助にかかわる体系的な支援対策の整備が急務と思われれます。本市では、どのような対策が講じられているのかお聞かせください。

以上、2点について、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

掛田るみ子議員の災害時の情報伝達体制と災害弱者の緊急対応策についてとの質問にお答えをいたします。

まず、先月30日と今月7日に九州に上陸しました台風16号及び台風18号について、本市の被害状況の報告をさせていただきます。この二つの台風は、大変強い勢力を維持しながら、北上を続け、ほぼ九州全域を暴風雨に巻き込み、各地に強烈な風雨をもたらしました。市民の皆様も非常に心配されたのではないかと思います。

本市におきましても、台風16号につきましては、九州接近により風雨が強まってきた先月30日、午前9時に災害警戒本部を設置し、同日午後8時解散するまでの間、また、台風18号につきましては、今月7日、午前8時に災害警戒本部を設置し、災害警報の解除された後の午後5時に解散するまでの間、総務部、建設部及び消防本部の職員四、五十名により、また消防団員を非常招集するなど、市内各地の警戒に当たり、被害状況の把握や市内各地の巡視を行いました。他県におきましては、死者や行方不明者が出るなど、大変大きな被害が発生しておりますが、幸いにも、本市内においては、家屋の一部損壊による雨漏り、看板の損壊、市役所前の仮設信号機や街路樹が倒れる等の被害がございましたが、人命にかかわるような大きな被害はなく、私もほっとした次第でございます。

以上、簡単ではございますが、ご報告を申し上げます。

さて、議員ご質問の新潟、福井等の集中豪雨は7月中旬に主として、東北地方を襲った豪雨災害で、8月26日現在において、新潟県では死者15名、負傷者3名、住家の全壊30棟、半壊128棟に上り、災害救助法が適用されるなど、大変大きな災害となりました。私もテレビなどで災害現場の映像を見るたびに胸の痛む思いがいたしたところであります。

この災害の中でも、さまざまな情報が錯綜し、情報の伝達がうまくいかなかった、また亡くなられた方の多くは、高齢者であったなどの報道を耳にし、議員ご質問の災害時の情報伝達体制と災害弱者への対応は、災害活動の中においても非常に重要なものの一つであるという認識を持っております。

災害活動は、まず正確な情報及び被害情報を迅速に把握することに始まり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに行うことが肝要であります。

本市では、防災行政無線、消防無線等の活用及び消防団、各町内会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での災害状況の把握に努めるとともに、収集した被害状況については、情報連絡班が指揮班に伝達するとともに、直ちに防災関係機関へ連絡を行います。このような被害状況の把握時、言い換えれば災害発生時に高齢者、障害者等の災害に対する能力が弱い方、いわゆる災害弱者が犠牲になるケースが多く見受けられます。近年、災害弱者の数は、高齢化の進展に伴って増加しており、特に寝たきり老人やひとり暮らし老人といった何らかの援助を要する方へは、十分な対策が必要となっております。

市といたしましても、災害時に備え、災害弱者の名簿の整備をし、地域における災害弱者の把握に努めるとともに、ひとり暮らしの高齢者や寝たきり老人などの安全を確保するため、緊急通報システム等の整備をさらに進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、自然の力は、人間のはるか予想を超えた力で、私たちに襲いかかってくるわけでございます。災害時においては、市と地域の皆様の協力体制が非常に重要であり、地域全体で災害弱者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。

議長（杉原 茂雄君）

掛田るみ子さん。

議員（13番 掛田るみ子君）

私も「水防計画書」を見させていただきました。行政としてもかなり毎年「水防計画書」の見直しをして、行政努力をしてるということはよくわかりましたけども、ただここに載ってます水防信号という欄がありまして、初めて知ったんですけども、4種類のサイレンの鳴らし方があることが書かれています。4番目が、住民に避難を知らせる場合というふうになっておりまして、その下のところの欄には避難を知らせる場合は、口頭伝達をもあわせ行うというふうな書き方になっております。

これは遠賀川の堤防決壊のときにつくられた遠賀川用の「水防計画書」ではありますけれども、こういった形で避難勧告等が出たときは、こういった形で市民の方たちにお知らせするという事なんでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当の方よりお答えをさせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

中野総務課長。

総務課長（中野 諭君）

議員さん、ただいまおっしゃいましたけども、それは基本的なことでありまして、実際に避難勧告ということになりました場合には、皆さん窓を閉め切ったりされておりますので、現地に直接、市の職員、あるいは消防団、すべての職員を動員いたしまして、各戸別に呼びかけをする以外に、確かな方法はないのかなという気はいたします。

したがって、災害の状況、水害、あるいは台風、そういった災害の種類といいますが、そういった状況にもよりますけれども、最終的には行政は当然でありますけれども、地域の方々も一緒に協力をいただいて、そういった要援護者、災害弱者と言われる方々に対して手を差し伸べていかなければならないかという気がいたしております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

掛田るみ子さん。

議員（13番 掛田るみ子君）

正直申しまして、ここに書いてある口頭伝達をもあわせ行うという欄に物すごく原始的だなとは思いました。今、これだけITが進んでおる中で、こういったことに対する対策が余り講じられていないということがもう明らかになって、すごく残念な思いがいたしました。

実際、行政ができることというのは、やはり限度があります。どうしてもやっぱり地域コミュニティの力を借りなければならぬと、先ほど答弁もありましたように、これからやっぱり地域の力をどれだけ行政がお借りして市民とともどもに構築していくかということが課題になってくかと思うんですけども。

実は愛知県の豊橋市の社会福祉協議会が「見守りボランティア」という制度を登録しております。民生児童委員さんが中心になって、対象者は近隣の住民に声をかけ、登録をお願いして3,995世帯に対して2,797人が見守りボランティアとして登録してるというふうに記載しておりました。65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、緊急連絡先や主治医、健康状態、地域との交流状況、本人からの要望などを記入する福祉票を作成して、

社会福祉協議会が中心となってとり行ってるというふうな記事が載っておりました。

本来なら、こういったことは、地域のコミュニティーの中から問題化して、地域の中で本当はネットワークを講じていくのが一番最善の方法ではないかとは思いますが、今こういった急速な高齢化とか、核家族化の進行とか、家族の形態もかなり変化しておりますし、ですから本当に地域の結びつきが昔と比べたら物すごく希薄になってきております。特に、団地とか新興住宅地に限っては、なかなか隣の人が何をしているのか、本当にわからないような現状というのがあります。そういったときに、やはり行政の力というのが必要になってくるのではないかというふうに思っております。

やっぱり市長はじめ本当に行政が市民の命、財産、市民をどれだけ大切に思ってるかというのが、一つの防災対策のかぎではないかと思うんですよ。ありがたいことに中間は今のところ私も中間に越してきて15年になりますけども、大きな災害は起こっておりませんので、大体こういう地域コミュニティーがきちっとしているところというのは、やっぱり大きな災害があったところから対策がとられてて、もう発展してるという形なんですけども、やはり予防に越したことはない。万全を期していても、人知を上回るような災害が起こるとというのが、今の現状ですので、市としてもやはり本当に対策本部みたいなのをきちっと設置して、協議会みたいなのを持って、福祉課と総務課が主になるかと思えますけども、きちっとタイアップした形でよりよい構築をお願いしたいと思えます。

それと、一つ消防署の方にちょっとお聞きしたいんですけども、これ「つばさの会」といって視覚障害者の方が出してる新聞というか、ミニコミ誌に載ってたんですけども、目の不自由な方が119番通報した際に、電話のその方の名前を言ったら、すぐ場所とか、それから何か消防署の方でわかるという、その緊急のシステムがあるというふうに乗っておりますけども、もしわかればちょっと詳しく教えていただけますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

消防長の方で。

議長（杉原 茂雄君）

小倉消防長。

消防長（小倉 計輝君）

それは、時期はちょっと忘れちゃったけど、議員、今言われましたように、「つばさの会」の方からそういうことがありまして、緊急通報システムというのが失礼しました。消防本部に電話かかってきましたら、地図検索装置というのがありまして、そこに「つばさの会」の方の目の不自由な方の十四、五件あったと思いますが、住所と名前言われたら、そこにマークがついて、住所がすぐわかるようになっております。これは地図検索装置というのがあります。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

掛田るみ子さん。

議員（13番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。突然ですみません。

ここの「つばさの会」の会長が述べてる文があるんですけども、「消防車のサイレンが近くに聞こえるたびに不安なときを過ごしていた。これまでとは違い、このシステムに登録させていただくことで、ひとり暮らしの人や日中家族のいない場合など、安心して生活ができるようになります。安心できるシステムをつくっていただき、ありがとうございました。それに加え、大きな災害が起こった場合などは、隣近所の方々の助けも大事になってきます。日頃からご近所さんとのかかわりを大切にしていきましょう」という呼びかけが載っているんですよ。

こういった形で、本当に障害を抱えている方たちも、こういう形でもう自分の我が身のことを真剣に考えて、消防署とタイアップしながら、そういったシステム構築をご自分たちの力でなさっている現状があります。これをやっぱり上手に使って、行政の方もバックアップをしていっていただけたらというふうに思います。

私もすごく画期的なことだなと思いました。例えば、ひとり暮らしの方でも、緊急通報システムのようにもっと多くの方を登録していただいて、全部が全部というわけにはいかないでしょうけども、登録していただいてすぐ連絡したときに、その方の状況等が把握できるような形が構築できたら、かなりいろんな形で有効に使っていけるんじゃないかと思えます。

先ほど、久好議員の方から高齢者対策の話もありましたけども、本当にこの防災の弱者対策をきちっと構築すれば、高齢者対策につながっていくと思います。これはもう大きなまちづくりの根幹になっていくのではないかと思いますので、ぜひとも力を入れてやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それと、実は、いろいろインターネットで検索しておりましたら、洪水ハザードマップというのがあるというのが出てきたんですけども、本市ではどのようになっているか、ちょっと説明していただけますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当の方から。

議長（杉原 茂雄君）

中野総務課長。

総務課長（中野 諭君）

ハザードマップにつきましては、国土交通省が作成したものが遠賀川水系であるんですけども、中間市に限って、中間市内のハザードマップとしてつくっているのはございません。

ただ、ハザードマップをつくりますと、デメリットとっていいかわかりませんが、この地域は何ミリ以上が降った場合には水につかりますよとか、そういった情報でございますので、そういったものを出したときに土地の評価が下がったり、そういったお持ちの固定資産に影響があるかなということもちょっと危惧しているところでございます。

現在は、ハザードマップは作成いたしておりません。

議長（杉原 茂雄君）

掛田るみ子さん。

議員（13番 掛田るみ子君）

2001年7月に、水防法改正の際に、国土交通省の治水課の方から遠賀川水系の遠賀川の浸水想定区域図というのが各市町村に来てると思うんですけども、これは大雨で河川が氾濫した場合の浸水範囲や被害程度を予測した地図、そのハザードマップの作成を各市町村に促すための一つのデータの提供だったというふうに認識しております。2001年にこういう形で出ておって、中間市は今2004年で策定してないと、ハザードマップをつくっていないということは、先ほどもありましたように、地価が下がるとか、いろんなそういったそれによって影響を被る方たちも出てくることも確かですけども、実際、98年に豪雨に見舞われた福島県の郡山市は阿武隈川の堤防決壊を想定した浸水予測図、要するにハザードマップを作成して、市民に配付していたそうです。事前に見ていた市民は、見ていない人よりも平均55分早く避難ができたというデータがあります。

もう1回、中間市としてもどういうふうな取り組みをするかということをも市長ともどもハザードマップ作成に向けて、少し考えていただけたらと思いますけども、市長はどのようなお考えですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

毎年、この遠賀川水系含めて、いろいろと防災会議をしているわけですけども、国土交通省は今までのずっと一連のデータは持ってるわけでございますので、そういった中で議論は毎年毎年やられておるといのが実情でございますので、その中に中間市としても、あるいは近隣の市町も含めて議論をしていってらるわけでございますので、今後はさらにそういった箇所とも機関とも十分連携をとりながら、大きな事故、あるいは弱者災害というんですか、そういうことがないように、これからも連携を密にしていきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

掛田るみ子さん。

議員（13番 掛田るみ子君）

もう一度お伺いします。

市長は、ハザードマップの作成に関しては、どのようなお考えか、お願いします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中間市は確かにつくっておりませんが、先ほど言いましたように、国土交通省はすべてそういった中身を把握をしているわけですので、そういった機関でつくられた資料を十分に参考にさせていただきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

掛田るみ子さん。

議員（13番 掛田るみ子君）

やはり住民側としては、いろんな事情はあるかもしれませんが、まずは一つは予算の問題ではないかと思えますけども、こういったことはやっぱり大きな予防対策になりますので、早い時期に作成していただければというふうに思います。要望として。

中間は本当に4キロ四方の小さい町で、いろんなことを言われる方はいらっしゃいますけども、私も住んで15年になりますけども、本当に交通も便利だし、買い物もしやすい、いろんな意味で施設がある程度整っているという部分で、暮らしやすいまちではないかと思えます。中間のキャッチフレーズが「人にやさしい愛のまちなかま」ですよね。本当にどなたがつけたかわかりませんが、いいキャッチフレーズだと思います。あと市民憲章の中にも「人をだいにし心ゆたかなまちをつくります」という項目がありますけども、こういった本当に小さいからこそ、また本当に経済的にも厳しい状況ではありますけども、それだからこそ何か本当に心を大事にした行政をしていていただきたい。また、お金が出せない分、体をみんなで動かして、いいコミュニティーづくりができたと思います。

どうか、その指揮を市長がしっかりとっていただきますよう、要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私は質問通告に基づいて、一般質問を行います。

初めに、市有地、いわゆる公有地の管理についてでございます。

私は、かつて平成14年12月議会の一般質問において、ずさんな市有地の管理についてたどしました。17年以上、市有地を不法に占拠して、建設会社の事務所が建てられて

いました件、これは解決することができました。大島市長は、このとき「今後、このような指摘を受けることのないように定期的な現況調査を行い、適正な市有地管理運営に努めてまいりたい」と、私に約束されましたが、約2年経ちました。調査の進捗状況をお尋ねいたします。

2番目の質問に移ります。公共工事についてお尋ねいたします。

大島市長は、13年7月、市長選挙の公約で、公共工事における不正疑惑の温床、談合の根を断つと市民に公約しております。市長は、談合が財政に与える影響は無視できないという思いで公約を掲げられたと推察いたします。任期も3年が過ぎました。その成果がおりかどうかお伺いいたします。

さらに、14年度、15年度における落札率はどうなっておられるのか、100万円から1,000万円未満、1,000万円から3,000万円未満、3,000万円から5,000万円未満、5,000万円以上の落札率、件数について1回目の質問ではお尋ねいたします。

最後の質問に移ります。介護報酬約1億4,000万円不正受給のその後についてお尋ねをいたします。

福岡県介護保険課が中間市にあるNPO法人「ふれあいの家青葉園」の理事長代表山本逸子、この事業所の指定を3月19日取り消しましたことは皆さんご承知のとおりです。5月7日には、中間市、北九州市をはじめ6保険者が全国にまれに見る悪質な介護保険の詐欺として、全国で初めての刑事告訴をいたしております。同法人の職員であった代表理事の長男、山本貴雅共産党市会議員が4月26日、杉原議長に議員辞職願を提出し、受理されたことは報告されております。

福祉を食い物にしたこの業者を市民、国民は絶対に許すことはありません。9月議会においても、市民団体から「ふれあいの家青葉園」の介護報酬不正受給額の早期返還と事件究明を求める陳情書も提出されています。介護報酬不正受給を市民は絶対許していません。信頼回復にどのようにこの間努力され、保険者としての責任をどのように取られてこられているか、お尋ねして、私の1回目の質問を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中家多恵子議員の「市有地の管理及び調査の進捗状況についてお尋ねします」との質問にお答えをいたします。

市有地は、行政財産と普通財産に区分されており、行政財産は、行政執行上の目的に沿って、公用または公共用に供し、または供することとなっている財産でございます。例えば、庁舎、中央公民館、体育文化センター等でございます。普通財産は、行政財産以外の公有財産で、原則といたしましては、現在では確定できない、将来の行政需要に対応する

ため、一時的に取得している財産や事業目的で取得し、事業が完了後の未利用用地として残った財産で、一般私法の適用を受け、維持管理や処分を行うべき性質のものであります。この普通財産の管理運営につきましては、まず適切な管理運営を行うとともに、将来とも未利用地については、価格公示方式や一般競争入札方式で売却し、財政負担の軽減に努めていきたいと考えております。

行政財産は、各行政財産を所管する課の課長が財産管理者として責任を持って管理することとなっており、普通財産においては、建設部管理課用地係が一括して管理をいたしております。

議員ご指摘の市有地の管理及び調査の進捗状況につきましては、中間市財務規則第141条に基づいて、財産管理をする各課長に対し、適正な財産管理を行うよう指示を行うとともに、普通財産においては、普通財産台帳をもとに、地区別に分類し、位置図、字図を基礎として整理をいたしております。

また、行政財産につきましても、各課所管の行政財産台帳をもとに普通財産と同じく位置図、字図等の整理を行い、適正な管理に努めているところであります。

平成16年3月31日現在の調査による各財産の状況は、次のとおりでございます。

行政財産では84万3,049平方メートル、普通財産は15万6,181平方メートルで、行政財産にその他の行政財産であります道路水路等を含めたすべての行政財産では241万3,219平方メートルとなっております。

さらに、市立病院及び水道局用地を含めた中間市所有のすべての公有財産（土地）は264万8,391平方メートルとなっております。

また、普通財産の維持管理でございますが、毎年、清掃、除草等を定期的に行い、普通財産の環境保全を図っており、平成15年度決算では781万5,000円の維持管理費を要しております。

また、行政財産においても常時、各所管課において維持管理を図っており、今後とも十分注意を払うよう指示をいたしているところでございます。

以上、現在までの財産の調査結果をご報告申し上げます。

今後も定期的な現況調査を行うなど、適正な市有地の管理運営に努めてまいります。

次に、「市長は、公共工事における不正疑惑の温床、談合の根を断つと選挙公約で発表されておりますが、その成果をお尋ねいたします」とのご質問にお答えをいたします。

私は、平成13年の市長選挙におきまして、幾つかの選挙公約を掲げて当選させていただき、3年1カ月の月日が経過いたしました。その間、市民の皆様にお約束した選挙公約の実現に向け、努力しているところでございます。

中家議員のご質問のとおり、公共事業における不正疑惑の温床、談合の根を断つことも私の一つの選挙公約として挙げさせていただきました。市長就任後は、直ちに契約課を総務部内に設置し、契約及び入札事務を事業課より独立させるとともに、今日まで「公共工

事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「独占禁止法」その他国、県の通達をもとに公共工事における契約事務の適正化に努めているところであります。

平成14年12月及び平成15年3月の定例会でも、公共工事の入札及び契約制度の改善の取り組みについてお答えしましたように、平成14年度の主な取り組みといたしまして、工事完成保証人制度及び現場説明会の廃止、予定価格の事前公表の実施、指名業者の事前公表の廃止、工事費内訳書の提出の義務付け及び有資格者登録業者の市内営業所の実態調査などを行いました。

また、平成15年度には、最低制限価格の事前公表の実施、工事の施工状況の評価の導入、不正行為に対する工事請負契約約款の改正、入札執行及び指名業者の指名審査等の基準額の引き下げなどの取り組みを行い、入札契約の経過と内容の透明性の確保、入札契約参加者の公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保に努めてまいりました。今後もさらなる入札及び契約制度の適正化を促進してまいりたいと考えております。

次に、14年度と15年度における落札率についてのご質問にお答えいたします。

平成14年度の土木、建築工事の落札率の平均は94.11%で、平成15年度は93.9%となっております。

次に、100万円から1,000万円、1,000万円から3,000万円、3,000万円から5,000万円、5,000万円以上の落札率、件数についてお答えいたします。

平成14年度の建設工事の予定価格が100万円以上1,000万円未満の入札執行件数は72件で落札率の平均は92.11%でございます。同じく1,000万円以上3,000万円未満は26件で96.25%であります。3,000万円以上5,000万円未満は16件で97.75%であります。5,000万円以上は11件で97.87%となっております。また、平成15年度は100万円以上1,000万円未満は77件で91.71%、1,000万円以上3,000万円未満は22件で97%、3,000万円以上5,000万円未満は10件で97.6%、5,000万円以上は14件で98.28%となっております。

次に、「詐欺容疑で告訴されている青葉園問題と制度充実にどのように取り組んでこられているのか伺う」との質問にお答えをいたします。

第1点目の青葉園に対する対応についてお答えをいたします。

6月議会で4人の議員の質問に対し、事件の概要や中間市の基本的対処方針について答弁いたしましたので、その後の状況についてお答えをいたします。

まず、告訴の関係ですが、現在、福岡県警が福岡県保健福祉部介護保険課の職員に対する、事情聴取等を断続的に行い、詐欺立証のための状況調査を行っているところでございます。この状況把握ができ次第、告訴を受理されるものと考えております。

6保険者のその後の対応ですが、中間市は歴代理事に対する損害賠償請求も含めた民事

訴訟を早急に起こすべきという立場で協議をしましたが、複数の保険者が、刑事告訴の状況をもう少し見守ってから対応したいとの意向を示し、結果的に今しばらく様子を見ようということになりました。

一方、当事者の青葉園ですが、弁護士に対応を一任しているというものの、現在まで残念ながら、その弁護士からも正式な接触は一度もありません。なお、返還金の最終納期限を平成16年7月9日とする通知を内容証明及び配達証明で発送いたしております。

第2点目の制度充実ですが、7月1日から新たにケアマネージャーの資格を持つ嘱託職員を1名採用し、合計3名の職員で介護保険の適正化事業に従事させております。この適正化事業は、昨年度から行っており、中間市に在住する要介護認定者、要支援認定者で、在宅サービスを受けている人全員分の居宅サービス計画書の一部7票、8票を居宅介護支援事務所に提出していただいております。

それと、調査員が訪問した調査内容などをつき合わせ、サービス内容が自立支援になっているのか、などの点検を行い、問題がありそうな場合は、サービス事業所からサービス提供記録などを提出をさせ、不適切な場合は事業所の指導を行い、介護報酬の適切な請求を行わせています。

この間、かなりの事業所を指導していますし、それに伴い介護報酬の過誤調整が行われています。

今後、事業者の指定取り消しも含む監査指導権が、県から各保険者に委任されることも国の方で検討されていますので、体制も含め充実していかなければならないと考えております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私、再質問をいたしますが、市有地の管理について、ただいま答弁にはありませんでしたけれども、平成14年の12月議会、当時建設部長の中木収入役、現在は、私の質問に対して例のT建設、あの辺のあたりを中心にある一定の輪を描きながら、あの付近の方から調査を開始しておりますと、15年の3月議会で答弁をされております。今のお答えの中では、市有財産の持っている規模、そういうこと等だけのご答弁になっておりますが、私がこうして議会で取り上げる関係で、市民の声が入ってくるわけです。

ですから、一定の指摘されたようなところを回って見て、財産目録、登記簿謄本をとったりして市民も提供していただきますし、自分自身もとって、その確認をとりましたところ、中木収入役がおっしゃってるすぐ近くで165平米のきちとした土地が畑として耕されてたわけですね。そして、これは54年にやはり市有地の92のこの岩瀬ですが、2丁目ですか、1丁目ですかね、92の4からわざわざ分筆して92の12をつくって畑として耕されております。この事実はおわかりかどうか。

それからまたゼンリンの地図を過去ずっと議会事務局に保管しているのを見ていく中で、駐車場というような形で記入されておりますので、中間市の駐車場というのは3カ所しかないんじゃないかと公式には思っておりますね。そしたら、その土地について、やはりまた登記簿謄本をいただいた関係で市民の皆さんの中から調べてみましたら、その土地がやはり市有地であって、今年の5月に市の方が売却している事実がわかりましたが、これは事実でしょうか。お答えいただきたいと思います。調査になっておらなければ、それで結構ですけども。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

杢野管理課長。

管理課長（杢野 広行君）

今、議員がおっしゃった市営の市有地といいますと、建設部の方で管理してる箇所は、大根土と昭和町と中鶴、この3カ所で、あと私の方で駐車場を取得したという記憶はございません。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

それじゃもとに戻って165平米については92の12ですね、ここについては認識してるんじゃないかと思いますが、部長いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

行徳建設部長。

建設部長（行徳 幸弘君）

認識いたしております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

認識いたしてたら、やはり答弁として、していただきたいと思いますよね。私は、その時のこうした長年にわたって不正に扱っている土地がある、そこに不法建築がしてる、固定資産税も取ってない、そういうことがあって私、過去に質問してみましたら、当時の木曾市長が私に頑張り過ぎじゃないかと、私どもにお任せくださいと言ったら、何とそれは不法占拠だったということが14年の12月議会で私はただしてるわけですよ。

ですから、その後については、定期的に調査をするということだから、市有地の面積を

私は尋ねてるわけじゃなくて、そういうことがあったのかなかったのか、それをやはり正確に答えていただきたいと思って質問したわけです。認識してるわけですね、畑として使ってることを。

議長（杉原 茂雄君）

行徳建設部長。

建設部長（行徳 幸弘君）

今、議員おっしゃいましたように、近所のお年寄りが集まりまして、野菜菜園として共同で利用しておるということを認識いたしております。

当初、この物件につきましては、近所のお年寄りたちが住環境の保全ということ、要するにやぶ蚊あたりがよく出てくることによりまして、除草作業から始めたと、それがその後、自分たちの健康の増進にも役立てたいということで話し合っ、野菜菜園をつくり出したという実情がございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

そこで、やはり私がお指摘したいのは、その菜園が悪いというんじゃないけれども、中間市の財務規則によると普通財産の借受申請書というんですか、こういうものがちゃんと制度とあるわけですね。そういうものをやはりきちっと整理していただきたいわけですね。ここについてはなさってなかったんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

行徳建設部長。

建設部長（行徳 幸弘君）

議員お指摘のように、所要の手続は済まされておられません。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私は、やはり中間市の中で、どのように扱われてるかな、その実績があるところはどこかなと思って尋ねてみましたら、先般水道局の方での借地願というのと役所の回答書ですか、そういうのを拝見いたしまして、手元にいただきましたので、このことについては善処していただきたいと思います。

引き続き、それから中間市の扇ヶ浦1丁目2709の2、藤田元市長の2軒隣にあります土地で、ここはかつて開発公社が土地を取得して334平米、100坪ですが、ここが使用許可や借地契約が結ばれないまま長年にわたって菜園や一部が駐車場スペースとして利用されているということが、この春、多数の議員と職員の中でもこのことについての投

書があったことはご存じと思います。

そこで、私調べて見ましたら、この指摘のあった土地の調査してみますと、昭和46年、当時市役所の職員の家族が購入し、1981年、56年7月24日、土地開発公社が購入し、平成5年10月に個人に売却して、また平成8年、96年10月に開発公社が買収しておりますね。この開発公社がいわゆる、計算してみますと20年取得したままになって、住宅の一角で藤田市長の2軒隣ですよね。塩漬け状態ですが、今後どのような取り扱いを考えているのか、お尋ねをいたします。市長。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部の方でお願いします。

議長（杉原 茂雄君）

杵野管理課長。

管理課長（杵野 広行君）

今、ご指摘の土地は、9月10日号の広報で一般競争入札に付して売却するようにしております。また、入札は10月の中旬を予定いたしております。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

市長にお尋ねいたしますが、9月3日の西日本新聞によりますと、太宰府市の市有地売却の記事で載っておるわけですが、市有地280坪を随意契約で北九州市内の企業に売却したことで、住民監査請求が検討されているなど、大きな問題となっております。本来、一般競争入札で売却すべきだったところですが、地方公共団体は入札者がいないなど、地方自治法の施行令に該当する場合に限って随意契約ができますが、中間市の場合は、市有地の売買の根拠はどのようになっていますか、まず市長にお尋ねいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部の方で答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

中間市土地管理審査委員会の規則では、助役、総務部長、建設等々で7人で構成されておると思いますので、どなたかそれに関連する方がおたらご回答願いたいと思います。

助役。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

原則は中間市の場合、競争入札をとっておりますので、そういうことでございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

競争入札だけで、それは売るときはいいんですが、買うときもあることですから、さらに詳しく説明のできるどなたか、建設部でも開発でも土木でも管理課でも結構ですから答えていただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長、指名してください。

市長（大島 忠義君）

管理課長の方で。

議長（杉原 茂雄君）

杵野管理課長。

管理課長（杵野 広行君）

まず、市有地の売却及び土地の取得につきましては、不動産鑑定士に依頼いたしまして、例えば1,000万という土地がございます。市が売るときは、その1,000万円という数字が出たときは1,000万以上の金額で売却するようになっております。逆に、民間の方から土地を取得する場合、それはやはり1,000万という数字が出た場合は、その数字より必ず安く購入するのが基本原則となっております。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

今、答弁がありましたけれども、やはり不動産については高額な金額で売買があるかと思えますし、太宰府の二の舞のようなことがないように、きちっと管理した土地の売買を、とりわけ中間市土地管理審査委員会の皆さんにお願いするわけです。

そして、さらにすみません。公共工事の件ですが、やはり中間市の場合は、今回答にありましたように、設計金額の低い工事は落札率が低くて、設計金額の高い5,000万円以上の落札率が98.28%と、今年度ですね。そのような現象をどのように考えられるか、私はお一人お一人に尋ねたいと思います。

もう皆さん既にご存じのように、この主要施策に関する報告書、私は読んでみて、入札

の一覧表を自分で手書きをして、落札率を出していきました。例えば道路改良工事、落札契約価格8,820万、変更後9,299万7,000円で、この主要施策には載っておりますが、落札契約当時、落札率99.5%ですね。そして、さらに道路改良工事、次のが決算額でこの主要施策に載ってますが8,164万7,000円、入札したときの価格もありまして、これがやっぱり99.36%、さらには98.99%、8,000万、99.33、98.64、その7,600万台、これはもう中間市にとって一番高額な保育園を建設したときを外して、高額な工事なんですね。それがこれだけの高止まりで落札されてて、そして本当に市内の零細業者で明日の生活も知れん、恐らくその中には国民年金を払うのも、介護保険のお金を払うのも大変だという事業主がいらっしゃることを思うと、私は胸が痛みます。わずかと言ったら失礼ですけども、屋上の防水工事394万8,000円をしました。そこが最低制限価格、3社で競争してるわけです。そしてまた327万6,000円、これは4社で最低制限価格を競争してる。そして学校のトイレの補修、そういうものについても最低100万とか120万、そういった仕事を何社でも競争して、お仕事をしておる、これが今の中間市の実態なんです。

市長の言われた改革は、私は成功してないんじゃないかと思っておるわけです。どこに問題があるのか、事前に予定価格、発表しております。そして指名業者については、その現場でないとわからないシステムをとってるわけですよ。なのにこういう結果になったということ、数字であらわれておるわけです。

財政再建計画15、16、17年度は緊急財政再建計画3カ年計画を打ち立ててる行政、執行部の皆さん、ここにメスを入れない限り、中間市の財政再建計画はならないんじゃないかなと、私は思うわけですが、この指名審査委員会に名を連ねている関係管理職の皆さんにこの結果をどのような思いになるか、一言ずつ時間がありませんので、何十秒かで答えてください。

議長（杉原 茂雄君）

藤井助役。

助役（藤井 紅三君）

議員ご指摘のように、確かに高止まりというところがございます。私も各市町村なり国の状況を調べました。そうしますと、ちょっと何十秒過ぎますけど、よろございますかね。

議員（1番 中家多恵子君）

そうすると、また議長がとめますので、それだったら……。

議長（杉原 茂雄君）

時間が来たら、誰がしようと切りますからどうぞ、どうぞやってください。

助役（藤井 紅三君）

長い間の景気低迷のことと、それから企業、いわゆる公共事業の減少というのが背景にあると私は考えております。

議長（杉原 茂雄君）

次、だれ。（「私はですね」の声あり）だれかな、次、答弁ずっと、もう答弁したらいいわ。（「いや、私が質問しますので結構です」の声あり）ちょっと違うじゃないの、いいの。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

時間の都合で、それは次回にも回すことができますので、私は今朝、自宅から青森県八戸市の建設管理課の方にお電話させていただきました。山田さんという方が出ていただきました。これは私は2002年10月7日、東奥日報がこの八戸市の入札改革徹底をということでの社説があったことをノートに書いておりましたので、直接お聞きしましたら、短い時間の中でしたけれども、あちらの言われたのは、偶然にもむしろ5,000万以上が低い、そういう回答が出たわけです。それで、私が現在のデータはというのは、向こうがちゃんと揃えてくださいますして、16年度8月30日現在、全体で82%落札率、15年度はこれは全体ですよ、83.5%。そして、5,000万以上13件ありましたけれども、15年度、低入札できちっと調査し、経営規模も全部調査してやったその事業は64.7%と、そういうことを報告されましたね。そして、今、景気低迷ということは今、助役がおっしゃってましたけれども、そのときの新聞の社説は、簡易型一般競争入札、談合により落札率が当たり前のように高止まりし、不当に公金が支出されてきた。業者側は他業種の企業と同様に、企業としての競争力、技術力を磨いてほしい、市民の市政への要望はさまざまあると、例えば、福祉、商工、地方自治の財政が一段と厳しく、先行き不透明感を増す中で、限られた財源をより有効に市民全体のために使わなければならないと、指名から一般競争入札、私が今日尋ねましたら、低入札とかそんなのは市外の方がされるんですかと言うたら、地元ですとおっしゃられました。要はここに書いてます。トップが入札改革を進める気があるかどうか、八戸市指名競争入札ですというふうに書かれてですね。80%台へ低下していると書いているんですね。そういうことが、東奥日報の社説に載っておりました。

ですから、私はこの99%で落札する、工事契約の高値落札が恒常的化しているんじゃないかということがこれを見て伺えます。入札の透明性や競争性を高めるのは、緊急の課題ですし、地元業者の受注に配慮する指名競争入札に加え、一般競争入札枠を視野に入れるべきだと私は思いますが、入札方式を見直すべきだと考えますが、市長いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

これは市長に当選したときからの公約をずっと守ってるわけございまして、これからもきちんとした適正な入札ができるように、これからも他の市町村含めて参考になるもの

があれば、参考にしていきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

参考にあるものがあればと言われますけど、参考になるところはたくさん出てきてるわけですね。市長もご存じだと思いますよ。宮城県だって、長野県だって、そう遠くに行かなくたってやっているわけです。やる気があればできるんじゃないですか。

私は、市職員は人のために生きることを優先する職業だということを何かで読んだことがあります。どうかこの財政の厳しい折ですね、こうしたところにしっかり目をやって、毅然とした態度で臨んでいただきたい。うそ偽りのない議会にしていいただきたい。情報の全面公開を要求します。知ってることを隠す、隠して答弁をつくるなんて私は絶対許せない。

そういうことで一般質問を終わりますが、市長いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

努力をしていきたいと思っております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん、途中で切りますよ。

議員（1番 中家多恵子君）

結構です。

私は今までも是は是、非は非、不正は不正ということでただしてまいりました。しかし、これからのその信念は変えないでやっていきます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さんの質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時7分間休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時42分再開

議長（杉原 茂雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2．認定第1号

日程第3．認定第2号

日程第4．認定第3号

日程第5．認定第4号

日程第6．認定第5号

日程第7．認定第6号

日程第8．認定第7号

日程第9．認定第8号

日程第10．認定第9号

日程第11．認定第10号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、認定第1号から日程第11、認定第10号までの決算認定10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

認定第1号平成15年度中間市一般会計歳入歳出決算認定の中でお尋ねしますが、15年度というのは、中間市が緊急財政健全化3カ年計画ですか、その第1年度だと思えますが、その計画の中身の是非は別にしまして、この達成率はいかかなものか、お尋ねしたいと思います。

それから、一般会計収入で市民1人当たり幾らになるのか、1世帯当たりでは幾らなのか、一般会計の支出で市民一人当たり幾らなのか、1世帯当たり幾らになるか、お答え願いたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当の方でお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

牧野企画財政課長。

企画財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

最初の15年度の緊急財政の達成率ということでのご質問からお答えさせていただきます。

今回、15年度の決算で、普通会計決算で8,000万ほどの黒字決算というふうになっておりますが、実質基金からの繰り入れを2億2,000万ほど取り崩しをさせていただいております。本年度は15年度は昨年の決算と比較いたしましたときに、約6億前後の歳入、あるいは歳出等の超過がっております。私の方と概算で計算いたしまして、緊急財政健全の効果額としましては、人件費をはじめといたしまして、いろんな経費等の節

減効果は大体2億というふうに私どもは計算をいたしております。

さらに、投資的経費等の抑えを約2億、当初予算でさせていただいておりましたので、都合2億2,000万ぐらいの基金の取り崩しで済んだのではなかろうかというふうに現在分析をいたしておるところでございます。これはあくまでもマクロ的な話でございますので、もっと詳細については細かく分析をしていきたいというふうに考えております。

それから、予算の1世帯当たりの歳出でございますか、これにつきましては、ちょっと今現在、資料としては持ち合わせてございませんので、後日また資料でお答えさせていただきたいというふうに考えております。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質問ございませんか。佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

昨年度の決算とあわせまして、民生費が8億5,000万増額されております。その内容は、児童福祉費が5億、社会福祉費が2億近く増額されておりますけども、多分児童手当が小学3年生までになったということであろうと思うんですけども、その部分、具体的な内容をお聞かせください。

また、教育費において、昨年度よりも7,780万増額されておりますけども、この内容をお聞かせください。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当の方からお答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永民生部長。

民生部長（是永 勝敏君）

それでは、お答えします。

市長の中間市一般会計の決算報告の提案理由の中で、民生費について8億5,000万ほど大幅に増額になっているということでございますが、これは児童施設の方では、さくら保育園が建った、この建設費等が主なもののようにございます。

それと、あとは精神障害者に対する地域生活支援センターを設置しておりますので、その部分も含めてでございます。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

工藤部長の方から報告させていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

工藤教育部長。

教育部長（工藤 輝久君）

これは県の緊急雇用で教員の採用した、それからその他学校の施設整備に予算を要したものでございます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより議題となっております決算認定10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

． ．
日程第12．第32号議案

日程第13．第33号議案

日程第14．第34号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第12、第32号議案から日程第14、第34号議案までの補正予算3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算3件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

． ．
日程第15．第35号議案

日程第16．第36号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第15、第35号議案及び日程第16、第36号議案の議案2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより議案2件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第35号議案字の区域及び名称の変更についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案町の区域の変更についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17・請願第2号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第17、請願第2号北九州市との合併中止を求める請願を議題といたします。趣旨の説明を求めます。久好勝利君。

議員(7番 久好 勝利君)

紹介議員を代表いたしまして、北九州市との合併中止を求める請願書について提案理由の説明を行います。

請願者代表梅木薫さんほか1万1,068名と署名数となっておりますが、署名提出後、さらに増えまして、現在の署名総数は1万1,550名ほどであります。

また、この署名を集める団体としましては、市の職員労働組合、あるいは婦人会などが参加する中間を愛する中間の会、また日本共産党も参加しております合併反対輝く中間をつくる会、その他の団体、あるいは個人によって集められた署名であります。

そのことから、この請願についての提案理由の説明につきましては、請願書の内容を読

み上げまして、提案理由の説明にさせていただきます。

請願の趣旨。市長が財政問題を理由に、北九州市との合併を打ち出してから、合併の動きが急速に進んでいます。

北九州市は、度重なる大型開発の失敗などによって借金が増え、市民一人当たりの借金は中間市の約2倍にもなり、その分、行政サービスの低下、市民負担増となっています。北九州市との合併は、中間市を北九州市が吸収する編入合併で、行政サービスなどさまざまな施策は、北九州市の制度がそのまま中間市民に適用されますので、両市の比較資料でも明らかなように、中間市民の負担は今より増えることとなります。

中間市の財政状況を市の財政課は、退職者の増大などで一時的に積立金の取り崩しはあるが、将来は積み立て可能と分析しています。県の合併支援室は、「財政状況は県下で中位置にある」と言い、北九州市の財政局長も「中間市の財政は悪くない」と言っています。このように中間市の財政状況は、他の自治体との比較でも決して悪くはないのです。

北九州市は大型開発優先、小倉、黒崎など市の中心部優先の行政が行われていますので、合併によって行政サービスや生活環境などが、今より良くなる保証はありません。財政問題や高齢化の問題などは、日本全国どこの自治体でも抱えている問題です。そこだけに目を奪われて、もうやっていけないと自治体行政の仕事を投げ出すのではなく、住民と行政、議会が一体となって、将来のまちづくりを考えることが、今求められているのではないのでしょうか。

中間市は4キロ四方の小さなまちです。だからこそ、住民の願いに対する行政の迅速な対応ができます。小回りがきく行政の利点を生かし、住民と行政が協力して、充実した行政サービスを考え、つくっていかうではありませんか。

以上のことから、北九州市との合併に反対します。

請願項目。北九州市と合併しないこと。

以上であります。

十分にご審議いただきますよう、よろしくお願いいたしまして提案理由の説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

請願書といいますが、年齢に関係なく、市民であれば誰でも趣旨に賛同すれば、署名ができるわけでございます。しかし、直筆で、かつ押印が必要でございます。

そこで、今回これ配られております請願第2号の内容を見ますと、合併中止を求める請願書、これ非常に政治性の高い中間市の将来を決める大事なことでございます。

そこで、この署名をしていただいている方々の内容を見ますと、先だって選管で確認しますと、選挙人名簿にあるかないかを見てみますと、上の小鉢亜矢さん、小鉢歩さん、小

鉢有紀さん、下の永田恭介さん、永田歩さん、ともにこの方たちは選挙人名簿に入っておられませんか。未成年者かもしれません。確かに、未成年者でも請願はできます。しかし、小学生や幼児かもしれません。そういう人たちが果たしてこういう政治性のある判断をできるものでしょうか。

そして、もう一つ、ここに書かれてる小鉢誠さんから、小鉢有紀さんまでのこの5名の筆跡、そして竹本博さん、竹本加代子さん、竹本スミさん、この筆跡、川上美穂さん、川上巖さん、この方の筆跡及び永田綾子さんから永田歩さんまでの筆跡、とても直筆に思えないに感じるものでございます。これが果たして直筆でありましょうか。1人の人が同じ苗字は同じ人が1人が書いたんではないかと推測するわけでございますが、そこら辺のところお聞かせください。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利議員。

議員（7番 久好 勝利君）

まず、この合併中止を求める請願書を署名を集めるということで話し合われたときには、確かにせめて中学生以上というのが合意されていたと思います。

また、ここで書かれている、これ確かに私も見て、字体が同じだ、誰か1家族の方が1人書かれたということもあるかと思われま。

しかし、これがそれぞれ家族で了解されていれば、それなりに効力はあるのではないかと思われま。何しろ先ほども述べましたように、いろんな団体、個人の方が参加しての署名ですから、その中の1枚ということで、こういったこともあるかと思われま。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めま。ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第37条第1項の規定により、合併促進調査特別委員会に付託をいたしま。

日程第18．会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第18、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん及び佐々木正義君を指名いたしま。

議長（杉原 茂雄君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたしま。

ご苦労さんでした。

午後 2 時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 青 木 孝 子

議 員 佐 々 木 正 義